

令和2年度第5回多良木町議会(12月定例会議)

招 集 年 月 日	令和2年12月8日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和2年12月16日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和2年12月16日			午後2時48分
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	4番	坂口 幸法		11番	猪原 清	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	林田 浩之		議事参事	山本 美和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉瀬 浩一郎		教育振興課長	黒木 庄一郎	
	副 町 長	—		教育振興課	永井・大森	
	教 育 長	佐藤 邦壽		健康・保険課長	東 健一郎	
	会 計 管 理 者	小林 昭洋		健康・保険課	和 泉 理恵	
	総 務 課 長	仲川 広人		町民福祉課長	大石 浩文	
	総 務 課	椎葉・吉地		町民福祉課		
	企画観光課長	岡本 雅博		子ども対策課長	新堀 英治	
	企画観光課	山村 忍		子ども対策課		
	税 務 課 長	平 川 博		環境整備課長	久保 日出信	
	税 務 課			環境整備課		
	農委事務局長	小田 章一		農林課長	水田 寛明	
	会 計 室			農 林 課		

会 議 に 付 し た 事 件

同意第2号	一般質問 監査委員の選任について 多良木町議会議員の派遣について
-------	--

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

本日はお手元に配付しておきました議事日程表のとおり、議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、本日は配付しておきました議事日程表のとおり進めてまいります。

ここで町長より昨日一般質問答弁における発言の訂正の申し出がっておりますので、それを許可いたします。

吉瀬浩一郎町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) おはようございます。実は昨日、源嶋たまみ議員の質問の折に、私が大型特殊免許の答弁のくだりですね、ちょっと不適切な発言をいたしておりますので、こちらを訂正をさせていただきますように、よろしくお願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長(高橋 裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

3 番林田俊策さんの一般質問を許可します。

3 番林田俊策さん。

林田 俊策君の一般質問

○3 番(林田俊策君) それでは、3 番林田の一般質問を行いたいと思います。

まず 1 番目、一般財団法人たらぎまちづくり推進機構の設立についてでございます。

10 月の 1 日に一般財団法人たらぎまちづくり推進機構設立式が行われました。このことは多良木町にとって初めての試みだと思っておりますが、その中で配付されました設立趣意書やその前に議会にこの法人のことについていろいろ説明があったかと思えますけれども、自身の勉強不足のためか、なかなか理解できないところがございましたので質問を行います。

まず 1 番目の設立趣旨の説明の確認ということでございますけれども、配付されました創生機構が法人とその組織を変え、行政として困難なきめ細かなサービスをできる主体となったというくだりがあります。ものづくりから、ことづくりへと変換した途端に、ちょっとイメージ的には何となくわかったような気持ちになりましたけれども、具体的には理解ができないということでございます。

そこでこの法人がどのような方向性で進もうとしているのかを、具体的に現在行っている法人の活動が目的の地域経済を発展させる目的ということに適合しているかどうかということを中心にですね、説明を求めたいと思います。

○議長(高橋 裕子さん) これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

岡本企画観光課長。

○企画観光課長(岡本雅博君) おはようございます。答弁をさせていただきたいと思っております。

地方創生に関する取り組みといたしまして、多良木町しごと創生機構を設立して、米のブランド化それから生サラダドレッシングの製造販売、企業誘致などの事業を行ってきたことはご承知のことと思っております。特に米のブランド化、ドレッシング事業については、町

のブランド化に先駆けての物のブランド化、要するに、ものづくりを行ってきたというところでございます。

今年度からの地方創生推進交付金事業につきましては、次世代に魅力と資源をつなぐ地域づくりプロジェクトということをテーマといたしまして、ものづくりからことづくりへとシフトするというものでございます。

昨年度までの事業でつくり上げたこめたらぎ、それからドレッシング、これらをはじめとした地域資源に付加価値を付けてさらなる販路拡大を目指すというものでございまして、現在の取り組みとしてでございますが、一流シェフに多良木町に来ていただいて、多良木町の食の魅力を発掘していただき、最終的には都市圏において、多良木町の食材を使ったフードイベント、あるいはふるさとレストランといったものが開催できるかどうかなど、調査から入っていく、これを3カ年計画でやっていく予定でございます。

また、フォン・ジャパンそれからADDRESSなどの先端的な企業との関係も構築することができましたので、これらの企業、それから外部人材との町や町民などとの効果的なネットワークを築き上げ、地域力の向上を目指していくという活動も行い始めたところでございます。

さらに、広報たらぎの今月号、先日お配りしたところでございますけれども、今月号に掲載してありましており、地域おこし協力隊との連携によって、人材育成と関係人口の創出に取り組む準備を始めたというところでございます。町の特徴を生かした課題解決型学習、それから探求学習というものを展開して、意思のある若者をふやしていくことを目指しているところでございます。

現在、学生が高校を卒業いたしますと、その多くの方々が進学あるいは就職などで町外、県外へと転出をしておりますけれども、多良木町を、志を果たして帰る場所ということではなく、志を果たしに帰る場所ということになっていくように、若い方々の定住に結びつけるよう、町と一緒に取り組む予定でございます。

○議長（高橋 裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） はい、この設立の趣旨説明の確認とか、今後の方向性また10のところちょっとお尋ねしたいと思いますので、次の2番の方に移っていききたいと思います。

これは町と法人との関係性はということでございます。町とこの法人はどのように関わっていくのか、法人の拠出金の部分も含めてですね、その関係性と、また議会の立場、我々議員がどのような関係性になっているのかを説明を求めたいと思いますけれども、まず、この質問をするに当たりまして、我々議会が行政と全く別人格の法人というものにどれだけ踏み込んで質問をしていいのかということが私自身ちょっと疑問が残りましたので、総務課長の方にいかがでしょうかという相談をしましたところ、質問をどうぞということで言われましたので今回質問に至ったわけですが、具体的に監査の方は地方自治法の199条の7項において、財政支援団体、また首長が求める場合はそこを監査していいよというふうになってますけれども、議会がこの法人にどのぐらい関わっているのか、また町がこの法人に対してどんな関わりの立場でいかれるのかっていうのが、ちょっとその関係性がよくわかりませんでしたので、先ほど言った拠出金の方はまた後から出てきますので、そこは簡単に結構ですけども、町と議会がどのようにこの関係性を持っていくのかを質問したいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。町は単独で300万円を拠出したしまして財団を設立したということでございますので、財団マネジメントの根幹にかかわる部分、要するに組織の編成、人事、地方創生推進交付金等に関する国への対応、これらについては、今後も町が決定をしていくということになりますけれども、合わせまして、財団と併走するプレーヤーという立場も持つということでございます。

一方、財団につきましては、町の政策と整合性のとれた事業を実施することになりますけ

ども、行政とは独立した法人として事業着手へのスピード感、行政では手の届かない部分について一法人ならではの創意工夫をしていくこととなります。

それから議会との関係性ということでございますけども、財団は町からの補助金や委託料等で運営をしていくということになりますので、当然その予算、事務の執行については、議会としてのチェックも必要になってくるというふうに思っております。

特に、今年度からの3カ年につきましては、地方創生推進交付金事業を活用した活動やっていくということになりまして、総合戦略の効果検証あたりも必要になってまいりますので、そこら辺での随時、財団からの説明もさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） はい、今の答弁で我々との関係がわかりましたけども、またこれも後から出てきますので次の3番目の質問に行きたいと思えます。

この3番目の質問は、社団法人ではなく一般財団法人にしたのはなぜかという質問でございますけども、この法人を創設するに当たりましては、いろいろどんな形でやるのかということをお悩まされたのかなと思っております。

法的には二つとも非営利法人でありますけども、法人としての要件をクリアするにはですね、この一般財団法人よりも社団法人の方が、よりクリアするのはクリアしやすかったわけですが、なぜ難易度の高いですね、この一般財団法人なのかということでございます。

まず一つの例といたしましては、社団法人は2名で設立をすることができますのに対して、一般財団の方には7名必要となります。そういったところでなぜこの社団法人ではなく一般財団法人にしたのかを伺いたいと思えます。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。ご質問のとおり一般社団法人と一般財団法人とは、どちらも同じ法律に規定をされた非営利法人でございます。一般社団法人につきましては、一定の目的を実施するための人の集まり、人の集団ということに対しまして、一般財団法人は一定の目的のために提供された財産の集団というふうに規定をされているところでございます。

社団法人は人の集団のため、設立に当たっては、2名以上の社員が共同して行う必要がありますけども、一方、財団法人につきましては、基本財産の拠出さえあれば設立者が1人であっても設立することが可能であるということになっております。

行政が共同で社団法人を設立するといった場合につきましては、一体だれと設立をするのか、何人と作るのかということも出てまいりますし、公平公正というものを保もつためには、その調整に相当の時間も要するというふうに思われます。町単独で設立が可能な財団法人と、そのことから決定をしたところでございます。

また、社団法人でございますけども、2名以上の社員で設立できるということになっておりますが、実際に組織を編成して設立をしてやっていくのであれば、社員2名だけでは到底仕事ができるわけでもありませんし、その意思決定、そういったものを含めると、適当な幹事であったり理事とか、そういった方々も当然必要になってくるということになりますし、財団につきましては、評議員、理事、監事合わせまして7名以上最低必要でございますけども、そういうことを勘案いたしますと、人数の差というものにつきましては、あまり差はなくなってくるだろうというところで財団法人にしたというところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） はい、理解できました。

次4番目の質問です。法人の定款はどうなっているのかということで先ほど申しましたように、我々がどれだけ踏み込む、通告書を作成するときには、どれだけ法人に関わって質問していいのかわかりませんでしたし、別格の法人に我々がそもそも定款を求めることができ

るのかっていう疑問もありましたもんですから、この質問をしたわけでございます。

質問に対します一般質問の資料として、今回、資料をいただきました。次のこれは 5 番のための質問のために、その定款の提出を求めたわけでありまして、今回その定款を眺めさせていただきますとですね、第 2 条にこの法人は主たる事務所は熊本県球磨郡多良木町に置くとして書いてあります。この事務所に番地相当が書いてありませんでした。

で、1 番最後の方に、この番地が書いてありますのは、設立者の番地は書いてあります。事務所の番地が私は当然、今現在、町の中央部におかれている番地が書かなければならないだろうと思ってました。

私も幾つかの法人の立ち上げ等に関わってきました、番地についてはですね、明確にしないと法的に、公証人役場に提出するときに認められない、法務局等が認めないんじゃないんだろうかっていう疑問がありましたので、ここには番地は書かなくても、第 2 条には番地は書かなくてもよかったんでしょうか、そこの 1 件だけお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。財団の設立につきましては、その手続に関しまして、町内の司法書士の方と相談をしながら行ってきたところでございます。

法人登記の前に定款をつくりまして、公証人の認証を受けた上で、その後登記をしたという経緯でございますが、お手元の資料には定款の写しをお渡ししてあるかと思っております。

定款への主たる事務所の記載というのにつきましては、市区町村名までで事足りるということでした。実際現在の事務所につきましては、元店舗をお借りしての事務所ということで、いつ場所が変わることもあるかもわからないということから、番地までは記載をせずに、そこで市町村まででということでしたので、多良木町のところで切った形で定款は認証を受けております。

また登記簿につきましては、当然事務所の番地等が必要でございますので、登記については、現在の住所で登記をさせていただいてということでございます。

○議長（高橋 裕子さん） 3 番。

○3 番（林田俊策君） はい、法人登記の認証がこれでできたということで確認ができました。

これからはちょっと定款の方の中身の方に入っていきたいと思っておりますけれども、5 番目の質問でございます。評議員会の定款変更や理事、監事の選任、解任の権限はっていうことでございます。

これですね、先ほど担当課長の方が人事の面についても関わっていくっていう発言がございましたけれども、この定款を見る限りですね、まずはこの法人の設立の手続は設立者、つまり町長、町であります。

定款をつくり、町長がつくって町がつくって認証していただいたという流れですね。そこに財産の拠出の 300 万をして、先ほど言いましたように設立者が定款を定めていない場合は、評議員、理事、監事を選任することとなるはずですが、まず理事、監事がですね、設立の手続を調査し、代表理事が法務局に設立登記申請をするというのが、これは一般的な流れとなっております。

そこで確認ですけれども、この当初、人事権は設立時にどのような流れで決めて、設立後はどのようになるのかの確認をしたいと思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。この法人の設立に当たりましては、まず設立者となります、町が定款を作成し、公証人の認証を受け、その後財産を拠出し、法人の設立登記をするということになりました。

設立時の評議員、理事、幹事につきましては、定款に記載するか、記載がない場合は、財産を拠出した後、遅滞なく選任しなければならないというふうになっております。

たらぎ財団の評議員につきましては、町の考えをきちんと伝える必要があるということでございまして、当初は副町長に就任していただくという考えでございましたけれども、ご承知のとおり、病氣療養のため、そのことができなくなったということでございます。そういうことから、企画観光課長であります私が今、評議員の1名ということで就任をさせていただいたということでございます。その他の2人につきましては、地域づくりに関わっていただいている若い方、その中から人選させていただいたということでございます。

また理事についてですけれども、関係人口、交流人口の拡大を図る観点から選任をさせていただいたということでございまして、幹事につきましては、メインバンクになっております肥後銀行多良木支店長に就任をしていただいたということでございます。代表理事が設立登記ということではなくって、会社を、会社といいますか財団をまずつくって、その中の理事で互選して代表理事ということになっておりますので、設立の登記につきましても町の方で行ったということでございます。

○議長（高橋 裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） はい、定款によりますとですね、今後の人事に関しましては、評議員会が理事や監事の選任、解任の権限があると書いてありますよね。また決算書類や定款の変更の承認ができる重要な機関であり、この評議員会がですよ、理事、監事が職務上の義務に違反してないか、怠っていないか監督する立場でもあり、その大きな権限を持っています。

この評議員は一体誰がですね、今度は選任できるのか。

設立者の町長はですね、今後、評議員の選任のまず権限があるのかですよね。ですから現在の町長の設立者は、今後この法人ができてから、できて以後はですね、理事とか、監事さんの指定、監事の選任や解任にはですね、法的にはタッチできないわけですよ。今タッチできるのは、岡本課長のほかに2名いらっしゃる3人の評議員の方ができるわけですね。だから、町長が今後、その人事にはタッチすることができないっていうのか、っていうのをですね、権限がですね、今後また評議員は誰が、誰が選任するのかっていうのをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。議員ご質問のとおりでございまして、設立時の評議員、理事、監事につきましては、設立者である町長が選任をするということになっておりますが、その後の任期が終わって、評議員とかの選任に関しましては、町長は一切タッチすることはできないということになっております。

ただし先ほどの質問で答弁させていただいたとおり、町は設立者としてまたその意思をしっかり財団に伝えていくっていう必要がございますので、評議員の中の1名に関しましては、先ほど申しましたとおり、副町長あるいは担当課長が担っていくように、財団の方にはお願いをしていくということでございまして、その選任に当たりましては、代表理事が評議員会に諮って、そして評議員の中で決定をしていくということでございます。

任期一番最後の同意に関することまでを前任の評議員が行って、新しい評議員は同意を得た上でそのあと担っていくという形になっております。

○議長（高橋 裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） はい、町がせつかくこの設立した法人ですので、やはり町の意向をですね、やっぱり正しくその法人に反映していく。だからこそその担保があるからこそ、町民の血税がつぎ込まれることができるっていうふうに私は解しますので、それが担保されない限りですね、やっぱりこの法人がひとりで自主独立でばんばんばんやっっていけば、町からかけ離れていくことが危惧されましたので、この質問をしたわけですね。

課長が、町長の意思を付度してやると、はっきりですね、この場で言われましたので、それでいいんですけども、あとで出てきます評議員の任期の関係のところでもちょっとその質

問はしたいと思えますけども、次のそれでは6番の質問に移っていきたく思います。

拠出金は幾らかっていうことです。これはもう先ほど言われましたように300万円ということで、これは一般財団法人をつくる際には、最低300万は出さないよってという法律のもとに根拠が示されているのかなと思えますけども、町長の意思の本当のこれを、このことで、この法人をつくることによって、その300万で果たして拠出の300万で町の我々の今後期待を持てる法人の出資金として相応しいのかっていう根拠をお聞きしたいわけですよ。

単なる法律で決まってる300万円だから300万円出しましたじゃなくて、これから何をやるからこれだけの拠出金が必要ですよってというのが、やっぱりあるべき姿ではないのかなと思えます。財産の運用を活動の原資として、事業を継続することが原則となっておりますので、この拠出金ですね300万円の根拠というものをまずお伺いしたいと思えます。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。ただいまの議員ご質問のとおり、300万につきましては、法的根拠のもとでの最低300万を下回ってならないというところでその金額は決定したというところがございますが、ただし、この財団を運営していくに当たりましては、先ほども申し上げましたとおり、地方創生推進交付金、これらを活用しながら、事業を運営していくということにしておりますので、当面の資金につきましては、そちらの方を十分に活用させていただくということがございます。

今後でございますけども、新たな拠出等につきましては、今のところは考えていないというところがございます。

○議長（高橋 裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） 今後は今拠出を考えていないって言われましたけれども、そのほかにもですね、やっぱり町からその法人に持ち出すお金が、先ほど言いました地方創生のお金とかですね、他にプラスアルファが出てくるのかどうかってというのが、今後やっぱり心配でございます。

ですから、町民がこの法人を町がつくって、どのように自分たちに返ってくるのかってというのがですね、わからない限り、町民はやっぱり納得しないと思うんですよ。

今後やっぱりこういう金が必要ってこういう金の出し方を町としては、この法人に対してやっていくんですよっていうのをですね、それをまず、皆さんに明らかにして今後我々も心構えとして、それをちゃんとチェックしていかなくちゃいけない立場の人間ですので、そのところ、今後のことをですね、はっきりお伺いしたいと思えます。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えさせていただきたいと思えます。拠出金につきましては基本財産でございまして300万、法律によりまして、2年連続この基本財産下回るようになりますと、当然解散に追い込まれるということになってまいります。したがってこの財産につきましては、留保していきたいというところでの現在の考えでございます。

また毎年事業する上での資金は、ほかにも必要かということもあるかと思えますけども、先ほど申し上げました国の補助金等を活用するなど、できる限りよそからの財産といいますか、経費といいますか、資金を求めていきたいというふうに考えております。

それから、今回の補正予算で認めていただきましたとおり、ふるさと納税の業務を財団の方で担っていくということになりますと、そこでの収益あたりも当然出てくるかと思えますので、それで生まれた収益につきましては、当然、法律上、分配というものができなくなっておりますので、今後の人材育成等の資金として再度活用していくという形になるかというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） それでは7番目の質問ですけども、寄与した財産運用は具体的にどうす

るのかっていうことですが、今言われましたように、今後はふるさと納税等のお仕事を担っていただきまして、そういったことで、お金をその法人が一応回していくということなんでしょうけども、他にですね、やっぱりこのふるさと納税の事業だけでは、またこの300万の拠出だけではですね、当然、人数の方を養っていくっていうのは言葉が悪いですね、お雇いすることがなかなかできないのかなと思いますけども、その辺のところの運用はですね、どうなってるんでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。先ほど申しましたとおり町からの拠出金については、留保をしていくということですが、留保財産について、基本財産から除外しようとする場合には、評議員会において3分の2以上の承認がなければできないということになっております。

ちなみに今年度の財団の活動経費ということでございますけども、先ほど言いました地方創生の事業として3619万、それから新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金の中で、町に集客を促すためのブランディング動画に関する事業というのがございまして、こちらを230万で委託しております。それからふるさと納税業務、先ほど申しました、受託料として520万円。これらを今年度の活動資金として、やっていくということでございます。

○議長（高橋裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） はい、この辺のですね、お金の動きというのは、今後、議員と論議しましてですね、中間決算、それから決算の方のですね、報告書を議会の方に出していただくような形を皆様方と協議してですね、今後、やっていこうかなと思っております。

次に、8番目の質問ですけども、先ほど申しました人事の件につきましてです。

理事の任期は最低2年となっていますが、うちの職員としての立場もあるわけですけども、その異動との兼ね合いですね、がどうなっているのか。法人の定款で2年で決まってるんだから、あの人たちは2年固定したままなんですよっていうことなんだろうと思いますけども、もう一方、職員の方が行っていらっしゃいますけども、その人もまた立場っていうのはですね、どうなるのか。その人は異動があるのかっていうことなんですけども、執行部の考えをそこで正したいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。ご質問のとおり、定款におきまして理事の任期が2年というふうに定められてございます。一方、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というのがございまして、そちらでは派遣できる期間が基本的に3年以内。長くても5年以内というふうに定められているところでございます。

ここで年数の違いが当然生じているわけでございます。

財団におきましては、現在理事職に1名町職員を外向させておりますので、外向者につきましては、長くても5年ということになるかと思っております。途中2年間の任期が終わって、そのあと2年経ったのでっていうことでなくて、5年という期間の範囲内で再任は妨げないというふうになっておりますから、評議員会において再任が同意されますと、引き続き行うということになります。

他に事務職として職員が1名外向しておりますけども、これもあわせて同じような形でございます。町の都合といいますか、事務事業の都合等によりまして、当然任期途中での人事異動というものも考えられますけれども、そのときには評議委員会に諮って、後任者を選ぶという形になるかと思っております。ただし2名一緒に出向を今しておりますけども、2人の職員が1度に入れかわるということだけは避けなければ、事務事業の執行にも影響が出てくるだろうというふうに思っておりますので、そこら辺の配慮が必要かなというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） 私はですね、2人とも非常に優秀な職員だと思っておりますので、この職員が1年や2年そこらで事業がですね、やっぱり完璧に稼働し出すっていうのもないだろうから、一定程度、あそこで頑張ってもらいたくないという気持ちがある反面、優秀な人材であるからこそ、この本町に残して頑張ってもらいたくないという気持ちもあるものですから、そこんところのですね、やっぱり心構えが本人も、私たち議会も一緒にタッグを組んで、町民の皆さんに喜んでもらうためのですね、職員となってほしいものですから、この質問をしたわけですが、次の9番目もですね、また評議員の任期がですね、4年となっております。現在、企画観光課長が兼務されておりますけれども、職員としての異動また定年があるかと思えます。

この件についてどうなってるのかをお伺いしてみたいと思えますけれども、13条においてですね、そしてまた、1日当たり総額3万円を超えない範囲で、評議員会の方には費用弁償といえますかその支給できるということでもありますけれども、これ課長いただくのかどうかですね、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。評議員の任期につきましてはご質問のとおり、4年間、原則4年というふうになっております。たらぎ財団の評議員につきましては、先ほど言いましたとおり、3名でございます、うち1名は私が兼務をしているというような状況でございます。

4年間ということですが、私も定年まであと3年ということですが、そのままおつても当然任期の途中でいう定年退職ということになりますし、またひょっとすれば来年の4月には新しい課長がつくかもしれません。

そういうことを考えますと、任期の途中であつても、人事異動によって後任を選んでいただくという形になるかというふうに思っております。

それから、後段の部分の定款の第13条の3万円以内での日当ということでございますが、私は一回評議員会に出させていただいておりますけれども、一銭も受け取っておりません。

今後につきましても、町職員がこの評議員として出る場合につきましては、受け取らないということで考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） 受け取らないことになってるっていうのは申し合わせなのか、ちゃんと規則でそれはうたってあるのか。そして例えばですね、私が岡本課長であれば、この法人に対する思い入れとか思いがですね、ありますので、是非町長、私が定年退職してもあと1年だけはやらせてくださいということですね、私は言うかもしれませんがね。例えあなたが別の課に行ってもですね、いや、これだけは私はもう譲らないぞと、評議員を。町長が人事ができるわけがないんだからということも言えるわけですよ。

そういった思いもあるかもしれませんがね、定款とですね、先ほど言いましたように、定款とその町の職員としての人事異動、そして、町長の人事権っていうのがやっぱり複雑にこの辺が絡み合ってきますので、この辺はやっぱりうまくやらないと、町長の意向といえますか、意思が付度できないような方が、もしもなられた場合にはですね、ごたごたしてくると思うんですよ。

ですからこの辺のことはきちっとですね、町長の責任において、やっぱ今後やっぱやってもらいたいのと、先ほど言いましたように、もう一度質問しますけど3万円はちゃんとそういった規則で明記してあるのか、職員の場合は、それから3万円以下となっておりますけれども、現在は3万円以下なら3万円なのか、1万5000円なのか、1万円なのかっていうことをですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

答弁打ち合わせのため暫時休憩します。

（午前 10 時 41 分休憩）

（午前 10 時 41 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。3 万以内で幾らの金額かっていうところに関しては、ちょっと手元に資料がございませんので、はっきりとは私は存じておりません。ただ、評議委員会の規則等で記載はされているだろうというふうには思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 3 番。

○3 番（林田俊策君） そこはですね、やっぱりちゃんとしましょうよ。ですから、我々もやっぱ 3 万円ってというのは今、監査の税理士の免許を持っておられる方が 1 万 2000 円ですよ。町と一緒に合わせるっていうことを私は言いませんけども、やっぱりそれなりの 3 万円っていうといいなど、私も評議員になりたいなど、議員がなれるのかなど。別の法人だからっていうふうな思いもありますけども、お金に関しましてはやっぱその辺のところはきちんと明確にするので、後日でもいいですので、答弁をこれは求めたいと思いますので、やってほしいと思います。

じゃあですね、今現在わからないということですので 10 番目の質問にいけますけども、このことは 1 番目の質問とかかわってきます。現在の法人活動と今後の方向性はっていうことで、大ざっぱなこうちょっと質問ですけれども、行政はですね、失敗を許されないっていうことで、そういう風潮がありますけども、成功体験にこだわることなくですね、やってみなはれという精神です。この法人は強みがあるというか、そういうことで動ける範囲が、行政よりもですね、増大するのではないかなど思っておりますけども、今後どのような方向性でいくのかをちょっとお伺いしたいんですけども、このですね、先ほど課長の方が答弁しましたこの多良木の方の広報でですね、こういうふうに書かれております。

まずですね、地域産業の商品の高度化と人材育成を主な取り組みの柱としてやりますよっていうふうに書いてあります。次のページをめくりますと、この人材育成のことしか書いてないんですよ。次のことは、1 番最初の地域産業の商品の高度化っていうことにはですね、ちょっとこの文章では私は読み取ることができてないんですけども、この 2 本の柱でこの法人が動き出すのかなど思っておりますけども、先ほど言いました、多良木のものを使ったフードのフェスティバルとかそういうものだろうと思いますけどもですね、やっぱり町民の方が、これを読まれてまして、うん、わかったわかったっていうのは、なかなかやっぱりこうならないんじゃないだろうかなっていう思いがありました。

これを作った方がそういうふうにして作られたから仕方ないんですけども、この議会の場ではですね、今後の方向性、このことが具体的にどんな活動を今後やって、それが多良木の町民にどういうふうに戻ってくるのかの、ちょっと私がイメージが湧きませんので、そのところまでですね、この活動の 2 本の柱をやることによって、何があの法人でなされて、そのことがどういうふう到我々町民に戻ってきて、我々の生活が豊かになるのかっていうことをですね、ちょっとお伺いしたいと思います。このことは、担当課長とですね町長の方に答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。ただいまのご質問の中で地域産の商品高度化、それから人材育成とこの 2 本が書いてあるということでございまして、これがどんな形で町民に反映されるのかというようなご質問かと思っております。

まずあの地域産の商品の高度化に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、ものづくりで始まったブランド米等を活用させていただいて、販路拡大を図るということで、付加価

値をつけていくということになりますと、その分が町民の方に返ってくるということになるかというふうに思っております。

またあの人材育成の面で先ほど地域おこし協力隊との連携という部分でお話をさせていただきましたが、地元の住民の方と一緒に頑張って勉強会をまずやろうと、そこで何がこの仕事ができるか、そういったものやっていくということで考えております。またテレワークの推進あたりも昨年あたりからこうやっておりますけども、それもあわせてこの財団の方で引き続きやっていくということで、そこにまた新たな雇用といいますか、仕事が生まれるということにもなるかと思っておりますし、若い方々を育成ということになりますと、一旦外に出た方が定年までおって帰ってくるということでなくて、若い時期に多良木に帰って来ていただいて、定住に結びつけていただくというようなことをさせていただければというふうに思っております。

それから、もう既に 11 月に行っておりますけども、ADDRESS との連携ということにつきまして、ADDRESS の会員の方含めて、町民の方も一緒になって多良木で何ができるかという勉強会も既に始めておりますので、こういった形での活動が町民の方の力になっていけるということで考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、商品の高度化のところは、具体的に説明してないのでということでした。今ですね、昨日ちょっと議員の答弁、議員の質問にご答弁したんですけど、今あのいろんな企業と多良木町のこの財団は関係を持ってきてます、関係ができつつあります。

その企業の名前は具体的には先ほど課長が申しました ADDRESS、それからマミーゴー、フォン・ジャパンですね、それから今度東京で会いました DeNA、球団をもってる DeNA ですね、それから東急観光とか、リゾート関係を開発やってる東急グループです。それからスリーエスキャピタルという、こちらは主に中国の方で貿易をやってる会社なんですけど、それとろんなこれアドバイザーも一緒にやってる会社です。それからコークッキングという先ほど課長が言いました多良木町のドレッシングを、または米を利用して、米を使って、多良木町でなんかこう、そういう食のイベントをやるという、そういう繋がりをいろんな所につくって行ってます。

それがどういうふうに食の高度化につながるのかっていうこと、すいません商品の高度化ですね、につながるのかと言いますと、これを今度 21 日に熊本大学と連携協定を結びます。その中で現在熊本大学から来ていただいている・・・助教が今、農林課の方と色々な形で、多良木町でできるもので、何か健康食品あるいは薬品を作れないだろうかという研究を今していただいております。これは熊本大学の学長、すいません、もちろん学長にも説明してあるんですが、と医学部長の・・・教授あたりとの話し合いの中で、多良木町の商品の開発、そういうことをやってもらってます。今いろんなところに手を広げて、どこからか、何かこうそういうものが出てくる兆しを探しているという状況ですので、今多分その右側のページに商品の高度化と書いてあったのは、具体的に左側のページに書けなかったのは、私が今言ったようなことが主に挙げられるというふうに思います。

で、熊本大学の方では、これは余り発展し過ぎるとあれなんですけど、多良木町で研究ラボとかがつくれたらいいみたいな話もありますし、それから商品開発の段階でそれがもしできたならば、熊本大学初の産学の協働によるあれですね、商品開発の起業をしてもいいんじゃないかなというふうな話、これは全部が全部できるわけでありませぬけれども、そういう形で色々な方策が今練られておりますので、その中から出てきたものを取り込んで、地域商社のような形で利益を得て、そして財団を回していくということが出来るんじゃないかなと思っております。

それからもう一つは、先ほど米の話も出しましたけれども、日本遺産を活用した、米のブ

ランド化で3年連続、多良木町がグランプリをとりましたので、これは・・・さんとか、それから・・・さんあたりの力に負うところが非常に大きいんですが、これをちょっと一歩進める形で、例えば、教育委員会の方では学芸員の方ですね、太田家を使って、太田家を使って九州一位になった、3年連続一位になった米を食べる贅沢というか、そういうふうなツアーもいいんじゃないかなということも言っていましたので、そういういろんな試行錯誤の中から、新たな展開ができるんじゃないかなというふうに思っております。

ちょっと説明がですね、まだつかみきれていない者の説明になってますので、そこはちょっと説得力に欠けますけれども、今後の展開を期待しているところです。

○議長（高橋 裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） はい、私はですね、非常にこの法人ができることがわくわくして、非常に期待感が多いわけです。今すばらしい大学名や企業名が出てきました。こういうのがありますよっていうのはわかります。でも町民にとってはですね、それがなんだっていうんだと。現実的にその時の自分たちのコネクションを使って、何ができるんだっていうのがですね、やっぱり最終的には政治は結果を求めますので、ここをやっぱりちゃんと押して、今から勉強しますではなくてですね、だけじゃなくて、それをどういうふうにして具現化して、我々町民にその投資した分が返ってくるのかっていうのを大いに期待しておりますので、やっぱり目に見えるようなこともやってほしいと思っております。

一つ私がここで最後に提案したいことがありまして、それはですね、第4条の事業の中でイベントの企画運営もやりますよっていうことが書かれております。今回、九州の食味のコンクールにおいて3連覇を成し遂げました、田んぼのチカラ研究会の方とちょっとお話をする中でですね、今回コンクールが福岡の方で、前は菊池の方ですか、やってたんですけど、福岡でやってましたと。その中でですね、もう多良木は3連覇したんだから、次回は多良木でその食味コンクールをやって、このコロナ禍の中でもですね、頑張ってやったらどうだろうか。その時には、次の年には何とか終息するような形になってるのか、まだ流行っているのかわからんけども、多良木でぜひやらんかということがそのコンクールにこられた参加者の中でご提案があったそうです。

それでですね、今回のこの人事の中にもドレッシングの方は入っていらっしゃるみたいですが、田んぼのチカラ研究会の方が何名入っていらっしゃるかわかりませんが、そのコンクールをですね、是非、多良木で私はやらせて、目に見える形であそこの法人が主催し、企画し、そしてその食味コンクールを多良木に持ってきたっていうですね、一つの成果を町民に出してほしいんですよ。そうすると、あそこが何をやってるのがですね、見えてくると思うんですよ。こういうこともやれるんだよっていうことをですね。

町はそれ当然スポンサー的な立場をとらなくてはいけないかもしれませんが、あそこであの人たちは、我々は聞かれるわけですよ。なんしよんなつとなど。議員には町民の方が、あそこは何しよつと。もうあのパソコンばっか打つといやっでから、あそこ中から金の湧いてくっちゃんていうふうに言われる人もいますけども、私の説明は先ほど言いましたように勉強不足ですから、パソコンの裏側には全世界が広がってますから、いろんなことができますよ、まあ期待してくださいということしかですね、実は説明できなかったんですけども、その方たちのためにもですね、是非やっぱりあそこが前面に立った形での食味コンクールを開催していくべきではないかなと思いますので、担当課と町長の方に一言ずつコメントいただいて、次の質問に移っていきたく思いますのでよろしくお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。先ほどの答弁の中で、ちょっと言葉足りなかったかなと思いますので、少しだけ紹介させていただきたいと思いますが、町民にどんな利益等が生まれるのかっていう部分でございますが、町長の答弁の中で、東急エージ

エンシーとかの DeNA とかの連携をやっていくということがあったと思いますけども、東急関係とのプロジェクトにおきましては、返礼品、ふるさと納税の返礼品、これに関するワークショップを行うということで、そのブランディングに必要な手法等を指導していただくと、町民の方を対象にさせていただくということになっております。

また DeNA 関係につきましてですけども、ゲームソフトの開発等もされておきまして、小学生を対象としたオンラインゲームの、その工程あたりのワークショップをやるということで、子どもにこの IT スキルを習得していただくということがねらいでございます。

もう一つ、スリーエスカピタルとの連携でございますけども、これにつきましては、SDGs に関する啓発セミナーというものを共同で開催することで、町内関係者が学ぶ機会を創出するというので、その一つとして規格外野菜を活用した野菜定期便事業の実証実験、こういったものに取り組んでいくということでございます。

ただいまのご質問についての答弁でございますけども、うまい米のコンクールでございますが、これを多良木町で行うということに関しまして、私見的なことを申し上げますと、時期といたしまして、どうしても 11 月の中旬から下旬ということになるかと思っております。本町では、この時期に多良木の農林商工祭というものを開催しております、その時期とちょうど重複をしていくということも考えますので、この時期的なものについても、この農林商工祭を移動させるといいますか、どういった形でやるかっていうところも検討することが重要になってまいりますし、これまで 3 連覇をしまして、この知名度がさらに上がるということを考えますと、課題等を克服する上ではどうしたらいいかということをお金はじめ、農林課それから田んぼのチカラ研究会との関係機関との協議をして検討をさせていただくことだと思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 内容は今課長が言いましたことと大体同じなんですが、11 月はスカイフェスタとかですね、それから多良木子育て体協ランドゴルフ大会、それから文化祭、それから農林商工祭、それから各神社の祭りが 11 月は 5 日が久米の熊野座神社で、9 日が王宮神社ということで非常に事業の多い年、すいません、月になります。

この間隙をぬってどっかでできないかなということも一回農林課長と話したんですが、というのが菊池で 2 回目やったときにですね、もう菊池の市長の方が、もうこん次は多良木でやってくださいみたいな話をされたらしくてですね、その規模は農林課長の方でどのぐらいの規模でお米の食味コンクールの開催がされているのを見て知ってますので、かなり大規模な、人もたくさん必要であると、資金もかなりいるということですので、これはもう 1 回、農林課長の方でどう思ってるのかちょっと聞いてみたいと思うんですが、もしやるとしたら農林課がかなり主導的立場でやらなくてはいけないことになると思っております。

○3 番（林田俊策君） 私は法人にやれて言いよっぱい。役場にやれて言っていないんですよ。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 法人がやれるかなと。そこちょっと農林課長の話聞いてもらっていいですか。いいですか。わかりました。

○議長（高橋 裕子さん） 3 番。

○3 番（林田俊策君） 私はその役場にやれて言っていないんですよ。法人にやってくださいと。だから目に見えるような形で法人を使いなさいよっていうことをご提案申し上げただけであって、断る理由がいっぱいたくさんあるかと思って思いましたけど、そういうふうな町の考えであれば、検討するということですけども、やらないということかなと思っておりますけども、ぜひですね、やっぱりその辺の意識の改革を町もせんといかんし、法人もせんといかんと思っております。

この件につきましては、尻切れトンボになるようですけども今後やっぱ論議をしていかないといけなないので、これぐらいにしまして、ちょうど 1 時間ぐらいになりますので、休憩を

求めまして、2番目は次のときにやりたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 01 分休憩）

（午前 11 時 09 分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を続けます。一般質問を続けます。3番。

○3番（林田俊策君） 2番目の質問でございます。

機構改革案のその後はということで、今回の定例会議で機構改革がなされました。職員間での評価はどうなっているのでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今回予定しています機構改革につきましては、昨年度、係長会での案をベースにいたしまして、改めて町長の機構改革に対します意向を提示していただきまして、大体、本年度の8月から10月ぐらいにかけまして複数回にわたって、課長会で検討または各課で持ち帰って検討して、その際、出てきました意見などにつきましても議論を重ねて今回、説明した機構改革の案になったということでございます。

その後11月の議員懇談会で議員の皆様の説明をいたしまして、その後の課長会で最終決定して職員にも周知をしているところでございます。特にその職員に対しまして、その評価とかは聞いてはおりませんが、異論などは聞いておりませんので、そういった状況でございます。

○議長（高橋 裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） このことはですね、私常任委員会の方でも、今回、すべての我々の所管の事務のところにはお聞きしまして、おおむね皆さん、職員間でも評判がいいようです。

ここでご質問したのは私の所管事務ではない、総務産業常任委員会の方ではどうだったのかなと思いましたが、一応お聞きしました。

この機構改革というのは、やっぱり100%ですね、うまくいかないだろうなあって思っております。それはなぜかと言いますと、国のやっぱり縦割り行政のひずみが、やはり地方の我々の自治体にも及んできているということで、なかなか難しいのに、町長がやっぱり頭をひねられて、この間、私が平成30年の12月の議会で、延ばしたらどうだろうかというご提案申し入れをして、それでは、お言葉に甘えてじゃないですけども、それからですね、じっくりやられたということだろうと思います。

そこで2番目の質問ですけども、現時点での問題点はということで、これも先ほど言いましたように、問題点はそんなにないですよっていうところだったんですけども、現時点ですら、どういうふうなことが予想されるのかがあれば、答弁をお願いしたいと思います。なければもう特にございませんで結構です。

○議長（高橋 裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。問題点と申しますか、今後事務分掌レベルでまたそれぞれ検討していくこととなりますけど、一番はやっぱり、職員の配置、また会計年度任用職員の配置などが、ちょっと今後の課題ではないかというふうに考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） はい。多分そういう答弁だろうなと思いましたが。

このことですね、質問の相手に、私は町長と教育長あえて上げております。といいますのは、私たちが全員協議会の場で説明を受けたときに、教育委員会の一部の分掌事務が企画観光課の方に行ったということで、私は当然教育部局からの条例改正といいますか、そういうものが出てくるだろうと予想してましたけども、今回はありませんでした。

それはなぜかというふうな疑問がわいてきたんですけども、私としてはですね、この多良木町の文化財保護条例及び文化財保護委員会の設置条例等がですね、主語が全部、教育委員

会はこれこれするとかですね、なってるわけです。

その部分が今回企画観光課に行ったんだから、当然出てくるだろうなと思ったんですけども、ここはですね、その質問を常任委員会でもしましたけども、このことは重要ですので、1回、議事録にですね、とっておきたいので、教育委員会の、失礼しました教育振興課の課長の方に答弁願いまして、このことが一部企画観光課に移るということですけども、この条例は規則でやられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。ご可決いただきました、課設置条例の一部改正は、町部局のみの改正になりますので、教育委員会におきましても、事務局組織規則等の改正が必要になります。改正のタイミングは来年の町長選挙以降の教育委員会にてご審議いただき議決していただきます。なお、今回の機構改革案につきましては、11月開催の教育委員会でも案をお示しいたしましてご報告し、事前に承諾はいただいております。

次に、文化財業務を教育委員会から企画観光課の観光業務と統合する案件につきましては、二つのですね、手法があります。まず一つが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の平成31年改正に伴い可能となりました所管としての完全移管です。この方法によりますと、所管が移動しますので、多良木町文化財保護条例等の改正が必要となります。

もう一つが補助執行になります。この手法が熊本市等で、先進市町村でですね、主に行われている方法であります。本町におきましての手法はですね、補助執行で行う計画のようですので、文化財の法行為や指定行為は教育委員会権限で残るため、文化財保護条例の改正等は不要となります。

○議長（高橋 裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） 今回の補助執行でやるということで、このほかにですね、国の指定の重要文化財、太田家の設置条例、それから埋蔵文化財等のセンター設置管理条例とか、旧白濱旅館の設置管理条例等にも関係してきますので、ご質問をしたわけです。

先ほど言いましたその文化財の方は上位法もあるわけですので、これを簡単にですね、変えるわけいかんよなと私は思っておりましたので、どのような形で今後、業務を執行されるのかってことで確認のためにやりました。

次が私が一番質問で言いたいところですけども、今回ですね、議会の中で、昨日の質問でしようか議員の中から久米の公民館の避難場に対する質問がありました。その中でやっぱ公民館ですので、まず、私は公民館長が、いわゆる教育長が答弁に当たって、その件につきましてはまだ執行部との話し合いが行っておりません。今後執行部と検討していきたいと思えますという答弁のあとに執行部が出て、今後私たちも一緒に協議してまいりたいと思えますというのが流れかなと思いましたが、その方の質問の相手には、教育長はございませんでしたので、教育長は発言されなかったのかな、また避難場ということで、担当課が答弁したのかなと思いました。

それともう一つ疑問があるのが今回私たちに成人式の式典の案内をいただきました。町長の名前でした。そして下の方の問い合わせが教育委員会の社会教育課になっておりました。ものすごく違和感を感じたわけですよ。町長部局の誰が主催なのか、町長が主催であれば、総務課なり企画課なりが問い合わせにすべきなんだろうなと。

これまでの慣例としてはですね、やってきてもよかったのかなと思えますけども、こういうコロナ禍の時代にはちゃんと責任の所在をはっきりしておかないと、今回、もしものことで、そういう式典の中でクラスター発生とか、不幸な事件が起きたときに、だれが責任を取るのか。町民の私が20歳の子どもがおって、その子が何らかの形になった時には、町長を訴えるべきか、教育長を訴えるべきか、実行委員会を訴えるべきかわからんわけですよ。

やはりこういう時には、自分たちの意識改革を職員自体がして、自分たちのためでもある

この機構改革をちゃんとしないとだめですよっていうことを私は言いたいわけです。ですから、この件についてですね、今回町長名で出されましたけれども、この責任ははっきり町長がとるのかという質問と、この式典はですね、今後どうあるべきかをですね、簡単に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、議員おっしゃるとおり、町長名でご案内を出してあります。ということは当然町長が責任を取らなければならないということになります。出した以上はですね。それが教育委員会の事務局に問い合わせはしてくださいということにしてあるんですが、こちらはもう私の間違いということですよ。

端的に申せばですね、成人式自体はですね、ご存じのとおり、何ですかね、蕨町だったですかね、あそこで始まって、それが 1946 年ですから、私が生まれる 1 年前ですけど、そのときに蕨町で始まったのが元になっていると言われてましたが、ずっと私の記憶では多良木町も教育委員会の主催でずっとされてましたよね。ところが、ある時期から、もう議員もご承知だと思いますけれども、荒れる成人式というのが各地で起こってました。それがマスコミで広がってそれが全国的に波及していったんだと思いますけど、今までは横浜とか北九州市とか沖縄ではまだやってるみたいですね。そういうのがあったっていうそういうのを踏まえて、多分それがあったから、実行委員会方式にそのあとされたんじゃないかなと思います。

実行委員会方式にすればですね責任の所在がちょっと実行委員会ということになりますので、市町村はバックアップするということだと思いますけど、そういうことになって今まで来てるんだと思いますが、昨年までは実行委員会方式でやっていただいたと確か思います。今回、教育委員会の方でいろんな疑問には答えるという意味で教育委員会というふうにしてあると思うんですが、私どもの名前を出してあるということですので、今回の成人式に関しては、執行部の私たちの責任ということでご認識していただければと思います。

この件については、ちょっと教育委員会ともう 1 回詳しく話し合いをしましてですね、来年からどうしていくのかという着地点をきちっと見つけたいと思います。今回は私の不徳の致すところで、こういう形になってしまいましたこととお詫びしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 3 番。

○3 番（林田俊策君） 気持ちの悪いほどご理解いただきましてありがとうございます。このことはうちの常任会で教育委員会とも十分論議、協議しました。こういう問題性があるのではないかとということで、教育委員会の審議の場で教育長にも問題点というものを定義しまして、今後、町の執行部とちゃんと話し合っ、体制を整えてくださいっていうことを申し入れてありますので、これぐらいにしたいと思います。

次の 3 番は 4 番とも関連いたしますので、議長に許しを受けて一括で質問したいと思いますけども、庁舎内の課の配置をどのような形になさるのか、今の配置がまた変わってくるのかというですね。

次の 4 番目の質問ですけども、町民に対する周知活動は今後どうされるのかっていうことを 2 点お伺いして次の質問に移っていきたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川 広人君） お答えいたします。今後の具体的スケジュールということで、今申されましたとおり、まず、課の配置あたりが必要になってくるかと思いますが、それについてはまだ今後検討していくということでございます。

今後におきましては、先日、その条例の改正案は可決をいただいたところですが、関係しますその他の規則、要綱また訓令などの改正が必要となってまいります。それから事務分掌レベルの協議、また電算システム上の設定の変更、あとはもう人事異動の手続、それぞれそ

のあとはもう課の配置によりまして、掲示物とか表示物、そういったあたりの準備が必要となつてまいります。

ただ条例の施行の方が、町長選挙後ということで、実際の動きはそれからになりますが、それではちょっと非常にこう短いスケジュールの期間になりますので、今から機構改革の案で施行となる場合に備えて、準備できるものについてはもう順次進めていきたいというふうに思っております。

また町民への周知につきましては、先日、ほかの議員の方のご質問にもお答えしましたとおり、広報、回覧、ホームページなどで周知をする予定といたしております。ただその課名など、役場の体制の配置とか変更につきましては、町民にわかりやすい内容になるように努めたいとは考えております。

○議長（高橋裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） はい、私たちの常任委員会もですね、課の再編成に伴いまして、機構改革に伴いまして、変えなければいけない部分が出てくるのでご質問したのと、先ほど言いましたように、町民のための機構改革であるという大前提のもとにですね、やっぱりこれは職員のための機構改革でもありますので、ぜひさっき言いましたようなですね、ことをきちんとやっぱり職員さん自身も、職員自身もやっぱり自分たちの意識改革もね、同時に図っていかないと、どの機構改革にはならないというふうなことを、私監査の時代から思っていました。

自分の職務を精査して、自分たちの仕事をスリム化し、町民のためにどれだけ時間を割いてサービスできるのか、これがやっぱ町政の求めるところだと思いますので、お1人お1人が自覚してほしいと思っております。

続きまして3番目の質問に移っていききたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 林田議員、すいません、マスクを取って話して頂けますか。声がこもりますので。

○3番（林田俊策君） それでは、3番目の自主防災組織活動の実態はということでございます。

今回、11月の29日の町の自主防災研修会に、区長より参加要請を受けましたが、そのときに参加をしてみました。

平成28年の熊本地震や今回の7月の豪雨災害で、その自主防災の高まり、意識の高まりは一定程度あるものの、現場でも聞いていますし、活動の実態がですね、47行政区すべて設置されていると思いますけども、その実態がまずどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。自主防災組織につきましては、研修の折にも講師の先生も申されておりましたが、多良木町では組織率は100%になっております。ただ組織は46組織ということで、黒肥地の東西4区と一緒に設立をされているということでございます。

その、それぞれの組織の活動状況の取りまとめによりまして、防災講演会とか、勉強会への参加、また情報伝達訓練、初動対応訓練、避難訓練、安否確認訓練の実施率が高いところですよ。これは町主体によりまして、町の総合防災訓練とか、そういったあたりにその呼びかけをして参加されていますので、こういった訓練については、実施率が高いということです。

他には危険カ所の確認を実施されている組織も多数あるところですが、全体的にですね、組織独自の活動については、ちょっとばらつきがあるところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） はい。組織の単独の活動はなかなか難しいというのがですね、その研修会の場でも言われておりました。いろんな知識は持っているけども、こういった形でやったら

いいのかなっていうのが具体的によくわからないとかですね、頭の痛いところで、防災のリーダーの方たちがいらっしゃいましたけども、そこです、やっぱりそのままにしとくわけには、町としてはいけないわけで、その自主防災意識の活動が活発でないところに、自らの主体的な問題として考えるならば、町はどうしたらそこが主体的な活動をしていただくのか、また防災意識の高まりを高めていける方法をですね、やっぱり提示していくのが一つ行政の役目として、私はあるのかなと思っております。

2番目の、この実態を踏まえて町は何をなすべきかっていうことで、私が今回、提案したいんですけども、例として、うちの地区には防災と防犯と、二つの部会があります。うちの地区は当然その球磨川の浸水が、高いところにありますから水のこないところだし、崖はないしですね。あるとしたら、心配するのは火事と地震だということになっておりますけども、それだけではもったいないので、防犯ということもやろうということで、防犯の組織部会も持ってます。

その防犯の部会の担当をされていた方は警察官OBで、多良木で幼児の拉致事件があったときの鑑識の方です。多良木警察署のOBの方ですけども、その方がですね、今回いろいろ地区のいきいきサロン等に出向かれて、高齢者に対して、いろいろオレオレ詐欺等のレクチャーもなさっております。そういった形で、いろんな形で私の地区ではやっておるところですけども、今ですね、もう一つ、議会の方では、議員のスマホのLINEを三つ持っております。一つは、事務局からのみの発信の、行事等の参加不参加等を問い合わせる、早めですね、我々にスケジュールを空けてほしいからそういうふうな広報の一つと、もう一つは災害のみに関しての情報をいただく。ともう一つは、議員のプライベートなことをできる三つのLINEを構築しておりますけども、そのLINEの構築をですね、是非、地区にも呼びかけていただいて、その防災のリーダーを中心とした形でのLINEのですね、提案をしていただきたいと思えます。

町の防災無線でも近ごろ高齢者宅に不審な電話がかかって、番号を尋ねるといったようなですね、そういった放送がなされておりますけども、実はそれ、うちなんですけども。陳謝せろっていうことで、本当に非常にご心配とご迷惑をかけてました。それで、そこで地区の方にもですね、町の方からこういうLINEの使い方、こういう方法でやれますよと。そのLINEには消防署なり警察署なりから直接行けるような仕組みづくりとかですね、そういうものをつくって提案することが、町の仕事としてもですね、次、新しい課が危機管理防災課ができますので、そこを通じてですね、是非、そういった提案を防災の組織にご提案していただきたいと思いたいんですけどもいかがでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川 広人君） お答えいたします。ご提案の件でございますが、今回あの防災行政のデジタル無線のデジタル化の整備を今行っているところでございますが、その中で放送内容を、ホームページあるいは携帯電話のメール、また携帯のLINEに連携するシステムを今現在構築しております。そういったことで防災行政無線で放送した内容のお知らせはできるものと思っております。

今提案されました自主防災組織内での連絡体制といいますか、そういったそのLINEを活用してのシステムでございますが、こう高齢化が進んでおまして、すべての人がスマートフォンを使っているかと言われますと、なかなかこうそうはいかないところでございますので、そういったそのそれぞれの組織がそういったシステム構築に対応していけるかが、ちょっと課題かと思っております。

あの研修の講話の1番最後のところで多分、自主防災組織活動の本質というところで、地域住民の地域住民による地域住民のための活動ということは言われております。それぞれの組織でやっぱり冒頭から議員が申されておりますとおり、活動内容がばらつきがあるところ

でございますので、そういったところはそれぞれの組織でちょっとこう、まず先進的な取り組みを行っていただいたところを、ほかの組織に例示していくということは、今後検討していく必要があるかなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） はい、これをですね、やっていくとは困難だっていうことは私も承知しております。やっとなごり議会の方ですね、すべての方がLINEができるような状態に、やっぱりかかるのに時間がかかりましたし、このことは常々ですね、やっぱりこの危機管理防災課ができてからはですね、どんな仕事をなさるのかなあって考えたときに、さっきの機構改革のときにも申し上げましたように、その課が、自分たちが何ができるのかを常々自分に自己検証しながら、仕事をやっていくことが大切かなと思っております。

我々も地区に帰りましたら、このことをご提案して行って、少しでも、スマホを持たれてない方は近所の方がちゃんと情報を伝えるような、またその仕組みを作ることによって意識が高まっていく、そういった訓練をしていきたいと思っております。

残り10分になりましたので、最後の質問に移っていきたく思います。コロナ禍における町主催の行事はということで、コロナ禍における町主催の行事開催の判断基準はどうなっているのかについて質問を上げております。

実はですね、これ大変、自分でこの質問を書いている時に難しい質問を自分してるなというふうに感じました。と言いますのが、我々議会もそうですし、多分教育委員会でも審議のときにですね、その判断基準ってというのはどうなってるのかという質問に対しては、まず国や県の基準が一つはあると思うんですけども、その基準をもとに今運営されているのかと思います。それはやっぱり正しい方法だと思います。

でも、それが正しい方法でやっても、コロナってのはやっぱり蔓延する危険性があるってのがやっぱり実情だと思いますので、今回はですね、もう、町長にご提案申し上げたいのは、町と教育委員会と我々議会も、多良木バージョンのいわゆる判断基準ですよ、私はもう先ほど言いました成人式に、当然中止になるっていう感覚を持ってましたら、きました。やるんだなと思ひまして、やるんであれば我々もちゃんと成人の方に対して、お祝いを申し上げなければいけないなと思っております。ところが、この問題につきまして我々常任委員会で審議をしておりましたときに、やっぱり現状がですね、これを開催するって言ったときの現状と、今の現状がやっぱ変わってきてると。最高レベルに県は達してますし、近隣の町村の市の方でも発生しているということで、我々常任委員会が、じゃあ、前の10万円の話ではありませんけど、議会が町民に何ができるのかについて真剣に討議したときに、我々常任委員会は、今回は町民のリスクを下げるという1点のみにおいて、参加をですね、見合わせようかっていう話をちょっとしております。

その辺のところ町民に対しましても、今後ですね、真剣にこの問題は先ほどのような危険性がですね、確かにあると思ひますので、町の方にもそのことは、多良木バージョンの判断基準のレベルはどうしたらいいという大体のガイドラインをですね、やっぱり決めてほしい。でなからんと、町民の方が、私たちの行事はもう中止になったのに、若っかもんが一番コロナをばらまくのに若っかもんのはしやると。私たちの体を思って下さってるんですよ、あなたたちの体のことを思ってやってるんですよって言うても、やっぱりそういう不満が、判断基準がまちまちであると、ちゃんとしたことが我々も説明がしにくいので、そういったことをやってほしいと思ひます。

町長もですね、公立病院のことはご存じかと思ひますけども、シルバーエイトの通所者の方は、どこにだれが何月何日に座ったってことまで記録しているそうです。今回の成人式もまあアトラダムにちゅうか、バラバラに、自分の好きどころに成人の方は座るかと思ひますけども、名札を持たせて、自分の帰るときにはその名札を置いて、どこの座って

る誰がもしものときにですね、したらちゃんと把握できて、すぐに連絡できるような体制、近くの方には特にですね、そういった行動とか、消毒液をまず置かれると思いますけども、みんなが押すわけですよ。それをだれか押す人間を1人に決めて、ゴム手袋で押してやるとか、そういったやっぱ工夫が必要なのかなって感じがします。

だからそういう基準をですね、ぜひ決めていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 東健康・保険課長でよろしいですか。どちらの答弁で。
東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 行事の判断基準ということでございますので、私の方から答弁させていただきます。

まず、多くの人が集まります行事等におきましては、新型コロナウイルス感染症が広まる恐れがありますことから、参加者等の安全を確保し、安全に行事等を開催するため、行事の種類や参加者の人数などに合わせた対策を行う必要があると考えております。

また、感染防止の三つの基本でございます、身体距離、すいません、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを基本といたしました新しい生活様式の実践例も示されておるところでございます。一人一人の基本的感染対策及び日常生活を営む上での基本的な生活様式等を取り入れながらの検討ということになると思われまます。

その上で、町主催の行事開催判断基準ということでございますが、基本的には国から出されておりますイベント等における業種ごとに策定された、感染拡大防止ガイドライン及び熊本県から出されておりますイベント等の開催に係る留意事項に基づいて開催の判断をいたしておるところでございます。

なお、国、県からの通知文の中では全国的な人の移動を伴うイベント等、または参加者が1000人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者またはイベントの主催者は、県に事前に相談くださいというふうなこともなっております。以上でございます。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 成人式の場合は、成人式は一生に1回のことなので、なかなかこれを取りやめるっていうのはですね、非常にこう迷うところですけども、今回はしっかり距離をとりながらということで、それで保護者の方も会場外に出ていただくということで、それからさっき議員おっしゃったように、カードを渡してそれを机に、いすに置いて帰るといったのは非常にいい方法だと思いますので、このあたりは教育委員会の方とちょっと協議をさせていただければと思います。はい。

仕事がふえるかもしれませんが、しかし、いろんな場面場面で、県の基準、国の基準以外の部分も出てくると思いますので、それはその都度、町の方で慎重に判断をしていく、そういう意味では、町のガイドラインっていうのもつくらなければならないかもしれません。これは課長会で1回検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 裕子さん） 3番。

○3番（林田俊策君） 私たちも、何が正解で何が間違いなのかっていうのがよくわかりません。ギョッとしめることによって経済活動が悪くなるし、広げたら感染が広がる、そういったリスクを持ちながらの質問ですので、本当に大変な、自分で考えて、これを町に求めるのは至難のわざ、国の方もやっぱり右往左往してるような現状ですので、難しいと思います。

しかしながら、一定程度の町民に理解いただけるような、ある程度の一定のガイドラインはつくってますよっていうことはですね、やっぱり我々も、いろんな質問がして、あれはしてこれはせんとなとか、これは開催して、これはやめるのかとかですね、そういうときにやっぱりちゃんとお答え申し上げて、基本的にはリスクを下げましようっていう我々一点で、先ほど言いましたように、成人式の出席に関する今協議しておりますけども、ぜひご

一考願いて私の質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 裕子さん） これで、3番、林田俊策さんの一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は一時より開会いたします。

（午前 11 時 46 分休憩）

（午後 1 時 00 分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、12番落合健治さんの一般質問を許可します。

12番落合健治さん。

落合 健治君の一般質問

○12番（落合健治君） 12番落合の一般質問を通告に従って質問させていただきます。吉瀬町長 1期目最後の質問者が私なのが若干プレッシャーではありますが、精いっぱい質問させていただきます。町長、教育長の答弁する際に悪い印象を与えないように、黒いマスクば白に変えたんですが、ここで外さんばんやったですね。明瞭簡潔な答弁をよろしくお願いします。

では、大きく1番の多良木中学校の校舎の保全について、リサイクル事業について、3番のくま川鉄道についてを質問させていただきます。

まずは多良木中学校の校舎の保全についてですが、(1)について伺います。中学校の校舎の保全に関しても数回質問させていただきましたが、計画的に業者を入れて保全する考えはないかと前回質問したところ、計画的に保全する予定はないが、全力で応えていくとの答弁でした。

そこで、中学校校舎の保全に関して、中学校からどのような要望が上がっているのか、また要望の方法や誰に対して行われているのか答弁をお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。令和3年度予算に反映します、中学校からの修繕要望カ所は、玄関、技術室付近の天井ボードの破損、給食コンテナ室前の床の破損、玄関の職員室扉の修繕などの7カ所が上がってきております。

学校からの要望の方法は、毎年、当初予算入力作業前に学校施設の修繕等要求調書を教育委員会に対して提出していただいております。その調書により聞き取りを行って、予算として計上するかどうかの判断をいたしております。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 先生方の聞き取り要望に関しての話がありましたが、町長、教育長、教育委員会や本庁の職員など、提出された写真つきの要求書ではなく、現場を見に行くといったことは今まであったのか答弁をお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 写真では見せていただいております。特にあの体育館の、これだけ傷んでるっていうのは何回も見せていただきましたが、現場に行くのは、中学校に用事がある時に行って現場を見せていただくということはありました。

去年、かなり傷んでおまして、カビとかも生えておりましたので、そこを一通り、一緒に見せていただいたことはあります。ただその1回だけです。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。教育委員会の現地の確認につきましては、11月に毎年行われています町の監査委員の定期監査時に、各学校の修繕要望カ所のですね、

確認をされます。そのときに教育委員会職員もですね、立ち会いますので、予算の聞き取り前にはですね、ある程度の状況というのは把握してるつもりでおります。

○議長（高橋 裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 私の場合は大体週 1 とまではいきませんが、月に 2、3 回は学校めぐりをやっております。

その時はどういうことをするかと言いますと、まずは校長とお会いして、子どもたちの様子、いじめ、不登校等の状況はないか。それから先生方、非常にこう精神的に参ってる先生いないかどうかとか、それから、子どもたちの授業を見て、授業の様子ですね。

それから、何かこう教育委員会に対する要望、例えば施設設備面での整備等要望はないか。そういうことは常時やっております。自分としては学校の学習環境は把握しているつもりであります。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） ではこの聞き取り方の方法についてですね、ちょっとお伺いします。

私はコロナ感染のこともありますので、皆さんには、町長、教育長、課長が言われましたが、同じように十分コロナ感染対策をした上で、校長先生に許可をいただき、校舎の見学をさせていただきました。

まず、さっき町長が言われたように、天井のカビですね、非常に目につきました。そして子どもの健康に対して非常に悪いと思いましたが、1 階部分の開かずのドアですね、開かずのドアが数カ所ありました。カビの部分に関しても、前回工事済みのところがものすごく多くて、先生もなかなか言い出せないのではないかと思います。

その要望書をちょっと見せていただきましたが、書き方を変えて 2 カ所、課長からちょっと聞いたときは、カビではなくて破損として上げてあるみたいでした。でもその学校を見せていただいたときにですね、まず例えば普通の、もし自分の家ならば、天井に例えば黒カビが生えてた場合は、そのカビの撤去をお願いしますって、要望書に普通なら書くと思うんですよね。ドアの方も、玄関の教職員が入ったり出たりするドアの 1 カ所だけが要望書の方に上がっておりました。それに関してもほかの箇所もドアが幾つかカギがもう全然ささらなかったり、そういうのがありました。

先ほど言われたように、いろんな箇所は見て回っていられるようですが、子どもたちの健康被害、もしくはドアに関しては、避難経路ですね、もし例えばその玄関先に何かがあった場合、ほかの経路にしても、この 1 階の扉が開かないというのはものすごくあの大変なことだと思います。だからその要望書に上がってる、見に行かれてるっていう話でしたが、先生方が説明される以外にもいろいろ箇所があると思うんですが、先生たちの聞き取りの要望書だけを見てそれをすくい上げるのはどうかっていう質問なんですけど、その辺は答弁いただけますでしょうか。お願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、多良木町は施設が古くなっているところが非常に多いですね。この間もえびすの湯のサウナに関してちょっと苦情がありまして、担当課に行っていたいで、早速修理をしてもらったんですが、それから、公民館もですね、私は黒肥地におりますけど、黒肥地公民館も改修はしたものの、まだちょっといろいろと問題がある箇所がありまして、そちらはこれから改修をしてもらうつもりですが、それから大集会場ですね、こういったところを、いろんなことで用事があって行って見るといろんなところがもう老朽化してる、そういう施設が多いです。多良木町も施設を造った後に、今ちょうどそういう時期に来てるんだと思いますね。

ですから、それは予算の査定のときにご遠慮なく上げていただければ、それは予算の査定の段階でどこまでやるっていうことは、財政と相談しながらですね、なるべく、特に子どもた

ちのことですので、私も、あそこ中学校玄関入って、校長室のちょっと先の右側ですね、それから音楽室のこのカビはなんかちょっとですね、すごかったなど、やっぱり健康被害を及ぼす可能性がありますので、このあたりは何とかしたいなという気持ちはありながら帰ってきて、それはそのままになってたというのが現実ですので、予算要求に上げていただければ、何とか前向きに対処していければというふうに思っています。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。以前ですね修理等で行った箇所が、また再度雨漏り等でカビが発生している箇所もですね、再度の修理のお願い等はですね、担当の方に確認しました。そしたら過去にも行われてですね、修理も行っているそうです。

ですので、できるかどうかは別にしてですね、修繕要望は遠慮せずですね、教育委員会の方に申し出ていただきたいと思います。その時に対応いたします。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 念押しでですね、教育長の方にも、先生、元々学校の先生でいらしたので、先生方にこれぐらいのことは、こういうふうに書いてくれ、要望書は書いてくれってという気持ちが1番よくわかると思います。

自分のなんか、先生方の話し方からすると、自分で忖度されて要望書を書いていらっしゃるような気がしますので、そこをひとつ答弁お願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） はい、私も現場に長くおりましたので、学校におきましては、それぞれ中学校の場合は、もう英語、数学、社会、理科、技術いろいろ教科はございますけども、それに関わる備品ですね、それして壊れたものは修繕とか、そういう予算をまずは担当の方でチェックをしてもらって、予算要求の時期の時には、学校側からの要望としてそれを出してもらおうわけですね。

その際に留意事項としては、本当に必要なものですね、それ予算計上として本当に計上する必要があるのか、そういう必要性、そして予算通過してそういう修理がなされた、そして使用できるようになった。ところがですよ、せっかくそういう要求をしてきちんと予算措置がなされて、備品がやってきて、あるいは壊れてるものを修理をなされて、にもかかわらず、1年間箱に入ったままと、そういうのもありましたね。ですから、やはり学校長は要求して実現したものに対しては使われているのかどうか、それも厳しくやっぱりチェックする必要があると思っています。

それから個々人から出たものは、今度は各学年で学年主任を中心として、またチェックをいたします。これは教頭の方に次は出すんですけど、出していいかどうかという。そういう段階を踏んでチェックをしながら最終的には学校長が教育委員会の方にそれを持って行って、教育委員会と合議するっていうか、そういうふうな段取りになりますね。はい。

そして、今お尋ねは中学校の現校舎についての環境整備の問題ですけども、私は教育委員会の基本的なスタンスとしては、基本的なスタンスとしては、やはり教育委員会の責任はですね、やっぱり現にあそこで学んでいる生徒の命と安全をまず守る。それと子どもたちの学習権を保障する。この2点において必要な予算は、特に命と安全に関わる問題になるようなことについてはもう躊躇なく予算を要求している。そういうスタンスですね。はい。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 聞き取りについてのご意見は何いしました。

それでは2について伺いたいと思います。町はそれに対してどのように答えてきたのか、また要望の答えは学校側に報告として行っているのか、その点についてお聞きします。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。教育委員会の当初予算の聞き取り時にで

すね、状況を伺った上で当初予算に計上するかどうかはですね、その場で学校側にお伝えはしております。

また昨年につきましては、副町長予算査定後の結果は口頭でお知らせをするとともにですね、最終的な結果を予算入力していくシステムで内容確認をしていただくように通知しております。

なお、学校側の出席者はですね、校長先生及び事務職員の先生であります。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） 今、話がありましたが、この答えはですね、教育委員会に校長先生、事務の先生が同席して、その場で予算計上をするかどうか決まるという認識でよろしいでしょうか。それをもう1点伺います。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。まず教育委員会では第1段階で予算を計上するという形をつくる上でですね、聞き取りを1回目で行っている段階です。

そして次に、うちの方で予算をまとめまして、執行部の方の財政の方の予算査定というのを受けます。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） それでは3番の方に移りたいと思います。

要望が中学校からされた際に、先生方は優先順位をつけているようですが、それを実行するしないの線引きは誰が行っているのかをお聞きします。答弁をお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。先ほどの答弁でも申しましたけれども、教育委員会としましては、当初予算の聞き取りの段階で計上するかしないかの判断を校長先生と協議をさせていただいて、線引きを行っております。

議員ご存じのとおりですね、中学校の移転改築は決定事項ですので、要望事項の中のグラウンド内の既存設備の改修は待っていただいていますけれども、その他の要望の生徒、先生に危険が及ぶ恐れがある箇所、また緊急性が高い箇所については予算計上を今年度も当然行います。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） わかりました。その説明の中でですね、校長先生、その事務の先生、または教育委員の方々等に査定、その順番を決める際に、もちろん先ほども言われたように予算がもちろん必要ですので、これ、この修理箇所だったら大体これぐらいの金額、この修理箇所だったら大体これぐらいの金額という説明が必要だと思うんですが、その査定する際の線引きをする際の説明は一体誰がしているのかお聞きします。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） 学校側の説明はですね、校長先生と事務の先生2人でされております。査定の方の説明はですね、一応係長が中心となって説明しております。

○12番（落合健治君） 係長がしゃっとですよ。査定するときですね。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） 今係長とあったんですが、同じ箇所をするなら、ある程度の見積金額っていうか、そぎゃんとわかっと思うんですけど、査定する段階の大体これぐらいっていう金額はその係長がされるんですか、金額についてその査定は。

要するに予算面と健康被害として必要な面と両方あると思うので、それも加味して順番を優先順位をつけているので、その線引きが出てくると思うんですよ。それを加味して話し合われると思うので、その説明を誰が、係長がもしされてるんだったらその金額は一体どこから出されているのかですね。ある程度のもちろんなると思うんですけど、そこをちょ

っと聞いてみたいなど。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。見積もり等ですね、徴取につきましては、学校で準備される場合もあります。そして基本的にはですね、聞き取り後に予算化に必要な箇所についてはですね、施設担当がですね、見積もりは徴取を行っております。

なお聞き取り時にはですね、施設担当の経験があるものが今担当しておりますので、ある程度概算がわかりますので、教育委員会が予算計上する判断は、基本的に危険度とかですね、緊急性を優先するためにですね、見積もりは徴取するようにはしていません。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） それでは、査定ですね、ある程度大体のことはわかりましたので、4の方に移りたいと思います。

令和5年度の開校までの保全の方向性を聞いているんですが、令和5年に新校舎が開校するまでの予定ですが、本来ならばその開校まで、今の校舎は大規模な改修をしないとイケないところばかりです。先生方も担当課も従来どおりの方法で懸命に一生懸命やっているとありますが、今までの質問でわかるように、見積もりを取ったり、その準備したりで要望して通ったものだけでも要望から完了までには半年以上大体かかると思われま。

現校舎で学ぶ生徒が安心安全に学べるように、令和5年開校までの保全の方向性を伺いたしたいと思います。その理由としては、令和5年度にもう開校するのがわかっているので、それまでの保全はどうしても必要で、もしその要望から半年かかるのであれば、令和4年度に関してはですね、その1年間の保全をする必要、計画保全をする必要があるのではないかと考えます。その点について答弁をお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。旧中学校校舎の最終年度のお話だと思えますが、新年度にですね、新入生を迎える前に、必要不可欠な修繕カ所が当初予算入力に伴う聞き取り時点ですね、今の時点でわかりましたら令和4年4月ですね、補正予算等で予算計上させていただいてですね、なるべくスピード感を持った対応したいと考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい。教育振興課の方にはね、もちろん予算自体がありませんので、町長のもちろんその気持ち、気持ち次第でですね、その半年間の処置をどうするか、スピーディーにするかは決定してくると思います。その点について町長に答弁をお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、開校までの間にいろんな不都合が出てきた場合には、それは補正、今課長言いましたけれども、その都度補正予算で対応していこうと思っております。

最初、当初予算で出ない部分もあるかもしれませんが、そこらあたりは校長先生あるいは事務の先生の方から、ここは何とかしてほしいという要望があると思いますので、その時は教育委員会から上がってくると思いますので、補正予算のときに、それをしっかり対応させていただけばと思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 従来の方法ですね、賄える補正予算の方で出して対応していただけないことなので、現校舎の生徒ですね、生徒が特に令和4年度に卒業する生徒が1番だと思うんですけど、気持ちよく卒業できるように、さまざまな方法をもってですね、保全を考えていただきたいと思えますし、令和5年度に開校ということは、令和5年から今度は廃校舎として保全して今からその校舎を利用するのか、解体なのかを思考する必要があるということだと思います。

負の財産とならないようにですね、早くその協議をしていただきたいと思うのですが、そ

の点についてはどうでしょうか。一言いただける考えがあれば、もし所感が変わらないので答えられないのであれば、もうそれで結構ですけども、どうでしょうかね。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 旧校舎をどうするのかについては、これから、令和 5 年の一応今のところは 9 月予定というふうになってますが、その前に、教育委員会とやはり協議をなくちゃいけないと思いますので、そちらは執行部、執行部と言いますか、町長部局と教育委員会としっかりすり合わせを行って、解体するのか、それとも保全して何らかの形で使うのかについてに関しては、そこで協議をしていきたいと思います。

まだ未定ということで認識していただければ。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） ようするに早く協議を始めないと、どうしても 1 番大きな多分財産でもあり、負の財産にもなり得るものだと思いますので、協議の方をできるだけ早目にさせていただいて、十分に 1 回ではなくてですね、もちろん何回もさせていただいて、そうならないように、公共のこの建物としての問題がいろいろ取りだたされているので、その辺をよく考えていただきたいと思います。

それでは、次のリサイクルの事業について伺いたいと思います。まずは 1、本町で今回 3 カ所もリサイクルストックヤード建設と、新しいリサイクルの方法が 4 月より始まる予定になってますが、具体的にどう変化するのかを伺います。

昨日町長が言われたようにですね、本町のリサイクル事業も 29 年目ですかね、に入り作業する方ももちろん高齢者が主となっています。昨日 3 密と言われましたが、3 密の方もですね、もともとの 3 密を回避するのでは、いろんな文書が 65 歳以上はできるだけ 3 密を避けてくれてというような、それを基盤にすると、リサイクル事業自体も成り立たないというようなことにもなっております。

常任委員会の方でもですね、もちろん所管ですので、十分に話をさせていただきましたが、確認のため、どのような新しいリサイクルの方法になるのかお答えをお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それではお答えいたします。現在のリサイクル事業につきましては、議員もご存じだと思いますけれども、月 1 回、早朝屋外でですね、行っておりまして、今申されましたとおり密集した状態での作業となっておりますので、新型コロナウイルスの感染が懸念されるところでございます。

またですね、作業していただく町民の方々もですね、高齢化、また雨天時には延期をするなどですね、さまざまな課題を抱えながら行っている状況でございます。そのような状態でございますので、このリサイクル事業の形態をですね、どうにか改善できないかということいろいろと検討を重ねてまいりまして、今回、地方創生の臨時交付金を使って、リサイクルストックヤード整備事業を進めているところでございます。

ご質問の 4 月から具体的にどのように変化するのかということでございますけども、まず今年度中に 3 カ所、リサイクルのストックヤードを設置をいたしまして、4 月からそのストックヤードの各会場を週 2 回開設、開けまして、そこに個人または各行政区で持ち込んでもらいたいということでそういった事業形態に変えていく計画であります。

現在区長会の役員さん方や関係者と協議中でありまして、基本的にはそのような形態でいくことを想定しておりますけれども、4 月以降ですね、スムーズに移行できるかどうか不安なところもございまして、そういったところもありますので、また 4 月からですと期間も短いということで、例えば来年度を準備期間もしくは試行期間としてですね、位置づけて、実際事業を行いながら、各行政区の実情に合ったリサイクルの方法等を検討していくということも選択肢に入れながら協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） リサイクルの新しい方法ですね、まだ試行錯誤しながらやっている、やっていたらっしゃるところだと思います。

リサイクル事業に関しては、町長も係長時代ですかね、深くかかわっていらっしゃると聞きました。どんな変化をしていくのか、または期待しているのか、その点について町長に答弁をお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、先ほど議員おっしゃったように29年前に平成3年の12月からリサイクルを多良木町は始めてます。このときは最初黒肥地の1区と、久米の2区と多良木の8の2、こちらの3カ所に多良木、久米、黒肥地のモデル地区を設けまして、それで始めました。そのときは月に1回ずつやろうということで、第1日曜日がどこ、第2日曜日がどこということで月3回やってたんですが、大体モデル地区でリサイクルの形ができました。

今みたいに秤をばっと並べて、計量する人がその前にばっとついて、で下ろしていただいて、あと搬入するというようなやり方をやってましたが、そのときは、町の方でリサイクルの品目を分別したものを今の免田のし尿処理場ですね、あそこに、あの裏にストックヤードがありましたので、そちらに持って行って、その当時は、広域行政組合の方がそれを販売って言うんですかね、西原商店というのが熊本に大きな会社がありますけれども、そこらにいろんなリサイクルの回収業者の方にそれを売って、そしてそこで入ったお金を全部町のほうに返していただいてまして、これがその当時はまだまだ結構な値段、いい値段をしてまして、役場の方にも随分たくさんお金が入ってきてました。それを手伝っていただいているところに配分しようということになりまして、それが今の交付金の最初の走りです。

2年後に今度は全区でやろうということになったときに、役場職員だけではとてもじゃないけど対応できないから、何らかの形でボランティアを募ろうということで、当時婦人会の方でボランティアやってもいいですよってということをおっしゃっていただいたので、全区に広げる時に、けやきの会というボランティアグループをつくっていただいて、男性の方も入っていただいたんですが、ここに議員いらっしゃるところの奥さん方も何人来ていただきました。そこで全区に広げて、そして今度は全区の分を、今度はストックヤードに持ち込んで、それを売るという形になりましたが、やはりそんなときに問題になってくるのが、やはりそれを回収していただく業者が必要ということで、役場だけではなかなかもう対応できなくなりましたので、当時は高木商栄さんだったんですかね、あのあたり、業者をお願いをして運んでいただいて、それで、あと残った分を町の方に払い込んでいただいて、それをそれに今度は町の方から幾らかプラスして、各行政区の方に再配分をしていました。

それがずっと今の形の、最初の、最初からの基本の形になってるんですが、今私も今の職につく前はリサイクルに毎月行ってまして、黒肥地地区だったんですが、やはり早朝で暗い、特に冬あたりは暗い中でされてるので、よくほんとに事故が起きなかったなと思うぐらい、非常に危険だなと思うことが何回もありました。トラックでいっぱい有価物を積んでこられて、それバックするとき後ろに人がいたりですね、なかなかそれを誘導する人もいなくて、非常に危ないなって思う場面も何回もありまして、役場の職員の方も今行っていただけてますけど、そういう方々を、危険を感じられたことは何回もあると思います。

それを今回、ちょうどコロナの第一次交付金が来ましたので、第2次とあわせてできればこれを3密を避けるような形で、そして当時、50代ぐらいで元氣のよかった方々ももう79歳になっておられますので、もうかなりこう体力的にもリサイクルをするにはきついなところもありますので、今回先ほど大石課長が言いましたように、ストックヤードをつくって、いつでも自由に持ち込める、いつでもって言うか今のところまだ、2日2回ですかね、してますけれども、これを回数を増やして行って、いつでも持ち込めるような形にしていけれ

ばというふうに思ってます。そうすることで、区長さんたちの負担も大分緩和できると思えますし、危ないと思うこともあんまりなくなるんじゃないかなと。

リサイクルの形がこういう形でできていけば、あとは交付金の問題がちょっと残ってきますけれども、こちらについては基本的にリサイクルはボランティアっていうことで、各町村もやっておられますし、ただ、リサイクル交付金によって各区が非常に助かっておられるというのは、これはもう私も実は自分の所属している区で公民館を修繕する場合には特別会計でリサイクル交付金を積み立ててますので、それで修繕する、あるいは区費を上げなくて済む、非常に助かってます。そういう各区があるということもわかっておりますので、そこらあたりを区長さん、どういうふうにこれから、変えていくのかっていうことが今から、なかなか大変かなと思ってますが、まずは、4月1日から新しい形で始めてみようということで、今、担当課の方で区長さんと話をしているところです。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 大分踏み込んでですね、予算的なことまでちょっとしゃべっていただきましたが、予算のことに関してはですね、資金のことには次のところで聞きたいと思います。

今区長さんたちとの話があったんですが、さっき課長の方も言われたんですが、4月からストックヤードが開始っていう認識でいいんでしょうか。それとも4月から新しいリサイクル事業自体がもう全部動いていくっていう形のそれをひとつお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それではお答えいたします。リサイクルにつきましては新しい事業形態でですね、4月からスタートしたいと考えております。

ただしあの先ほども申しましたとおり、期間も短いということもございますし、スムーズに移行できるかどうかもちょうと不安がございますので、区長さん方と協議をしながら、新年度は、例えば試行期間とするというようなことも念頭に入れてですね、協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 試行期間を設けたいということでありました。試行期間を設けてですね、計画をもんでいただけるのは物すごくありがたいことなんですが、町長はどれぐらいの期間で新しいリサイクル事業自体を、ストックヤードは4月から始まるとして、それ自体を一体いつから始める、大体どれぐらい47行政区の方と話してするのか、その辺の答弁をお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） リサイクルの形自体は今の形ですと区長さんたち認識しておられますので、そこをこれからはやはりなるべく密を避けるという事と、事故が起きないようにというのが、やはり2点が非常にこう重要だと思いますので、これはやはり、1年位かけないとなかなか全部一緒にスタートしたはしたけれども、区によってやはり差があると思いますので、やはり1年ぐらいかけてストックヤードの方に集めるという形を整えていかなければならないと思えます。

ていうのが、リサイクルに関しては担当者の方、区の担当者の方が毎回違う場合があるんですね。そうするとこれとこれ分別してこなくてはいけないのを、毎回別々の方だもんだから、同しような形で一緒に持って来られるとか、そういうことが多々ありました。今までも多分そういうのはあると思えます。役場の方ではこういう形でやってくださいねって言うんですけど、やはり区の末端の方に行くとやっぱりそれわからないっていうのがいらっしやいますので、そこらあたりもこれから担当課の方できちんと広報をしてですね、わかってもらって1年ぐらいかけてやらなくちゃやっぱり簡単にはできないかなというふうに思っ

ます。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 1 年ぐらいかけて準備をして協議をされていくってことはわかりました。

それでは 2 番の方に移りたいと思います。新しいリサイクルの方法ですね、そのストックヤードは 4 月から始めます。1 年間かけて協議をしていきますという告知ですね、どのような方法でどのような文言で告知されるのかその辺お伺いします。

○議長（高橋 裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それではお答えいたします。現在区長会、また関係者と今後のリサイクル事業につきまして、協議中でございますので、協議が整い次第、町民の方等には回覧、また広報紙、ホームページ等を通じてですね、告知していきたいというふうに考えております。

ただし先ほども答弁しましたとおりですね、4 月からスタートということで、一応ストックヤードをつくって 4 月から新しいリサイクルのやり方でスタートをするということでは考えておりますけれども、町長も先ほど言われましたとおり、1 年ぐらいかけてですね、試行期間としていろいろ事業を行いながら各行政区の実情に合ったリサイクルの方法等を検討していくということでも考えておりますので、それが固まり次第ですね、固まり次第といえますか、中間報告等もしながら、住民の方には告知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 告知に関しては 1 年間もうそのまんまですね、ストックヤードは 4 月から開始の方の告知と、協議を 1 年間ぐらいしていくって告知をされるってことでよろしいでしょうか。

それでは 3 番目の方に移っていききたいと思います。これまでのリサイクル事業はですね、別の一面では行政区の活動資金、先ほど言われた資金の一面もあると思いますが、どうお考えかを聞きたいんですが、各 47 行政区の意見も本当に現状ももうそれぞれ違いがあると思います。この事業の根本的な資金の考え方として、各区の活動資金として考えるのかそれとも先ほど言われたように単純に作業報酬として考えるのかで、リサイクルの形が変わってくると思います。

先ほどあの町長が個人的に持ち込んでっていう話もされましたが、個人的に持ち込むで今の作業報酬のやり方ですと金額が全然変わってきますし、ものすごく行政区の方も悩まれると思います。この事業自体がですね、形態をそのまま変えないのであれば、ただストックヤードつくるだけの 3 密を防ぐだけの事業になってしまいますので、もともとの考え方として、その資金をどうするかが根本的なものだと思います。

一般質問の資料としてですね、最近の区の方に作業報酬ですたいね、作業報酬として配られたのの金額の一覧の方をいただきました。大体全部で 410 万、大体町の方から入っております。3448 世帯ですね、の方でやっておられるんですが、これは極端な話なんですが、大体 1 世帯当たり計算すると、大体 1 世帯 1100 円ですね、1100 円。それを各行政区に応援資金として渡して、ゴミを、ゴミ出し難民っていうんですかね、実際には自分でストックヤードまで持ち込むのが大変な方のカバーを行政区に委託するとか、資金の流れはまず町長が考えた上でやっていかないと、結局今までのように各ストックヤードだけじゃなくて各行政区に集めるところがあれば、それをわざわざストックヤードまで持っていかなくても、自分の身近なところに捨てて、もうそれでおしまい、今までと形は変わりませんっていう形になってしまうと思うので、その資金の流れを、町長がその根本的なものを決めた上での事業のスタートだと思うんですよね、自分は。そのことに関して、まず答えていただきたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） リサイクルのときに持ってこられる区ですね、各行政区やり方が違うんですけど、町の方で集計をする、秤の前でリサイクルボランティアの方が役場職員も含めてですね、集計する用紙をもう既にそれを役場からもらって、区の方で全部量って、そして持ち込んで紙だけ担当者に渡して、あとはそこにこうずっとこう何て言うんですかね、積んでいく、そういう区があります。

そうするともう一つは、さっき危ないと思うというふうに言いましたのは、その場で量る、今までずっとそういう形でやってきたもんだからですね、その場で量るときに非常に危険な場合があるんですね。その場で量って、それを積んでいく。

この2通りのやり方があって、それは何て言うんですかね、初めですね、それやるときに、自分で書いて来たら多分、もうちょっと多めに見積もって書いて持ってこられるんじゃないかっていうような、役場の方がですね、それちょっと思ったもんですから、ちょっとしばらくそれを書いて持って来ていただくということに関して、決定するまで時間がかかったんですが、しかし、書いて持って来てもらったらそれがもう1番早くて危険度が少ないですので、みんな量っておられるときに、こっちに持ってきてここでトラックから下ろすだけですので、それはもうそれでいいのかなということで、その今2通りでやってます。

個人が持ってこられるのは各行政区のストックヤードにそれぞれ持ってこられるんですね。それを区長さんたちが分別して整理して当日かまた当日が雨の場合は、次の週に例えば黒肥地の場合はこの武道館とかですね、いろんな別のところに持って行って、そこで渡すということになるんですけど、これのやり方が3通りありますけれども、ここもちょっと整理をしていかなんといかなんと思いますね。

やはり目的は密集することを避けることと、高齢になった方々がたくさんいらっしゃるので、そこらあたりを事故のないようにこれから持っていきたいと思うのと、区長さんの負担がすごく今大きいんですね。特に、私の地区では軽トラックを持ってないと区長になれないという、そういうのがありますね、非常にご迷惑をかけてます。そこらあたりを解消するためにも今度のストックヤードの方法はすごくいいんじゃないかなと思いますので、こちらあたりを住民の方にわかっていただくように、担当課で説明をきちんとしていききたいと思っています。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 今のいろいろ協議したいっていうことはよくわかりました。ただですね、1番、最終的な試験期間が終わって、最終的な形を個人で持ち込むのか、それとも行政区でやっば集めて持ち込むのかでは、高齢化してその今作業を行っているの、個人で持ち込みにしない限りは結局その作業のメンバーは変わらない、そのまま負担も変わらないんですよ。

持ち込んでからの作業じゃなくて、その集めたり分別したりっていう作業がですね、そこを最終的に、例えば個人個人の持ち込みにしていきたいので、移行する形にするのか、それとも今までと全く同じ形にするのか、まずその柱がないと、結局高齢化でいろいろ作業が大変って言われてる方の改善にはならないと思うんですよ。その辺についてどうでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 同しような疑問を課の方でも持ってます。疑問というか、どうしたらいいかですね。

そこらあたりの試行錯誤はやっていく中でこれから決めたいと思ってるんですが、区長さんが今非常にこう負担が多いので、区のそこに持っていった場合、それをただ運ぶだけだったら、運んで用紙をストックヤードの係の方に渡すだけだったら、それは交代でもできるんですよ。

若い方々がそこでご協力をいただければ、なかなか朝、日曜日の朝早くから今土曜日になりましたけど、仕事のある方とか、それから若い方々で自分で事業をやっておられる方々なんかはなかなか時間がつくれなくて来れないっていう場合がありますので、そこらあたりを調整して、何かいい方法が多分見つかると思いますので、そこは区長さんたちと協議をしながら、なるべく負担が少ないように、志は高く負担は軽くということで、リサイクルのですね、そういう形で何かいい方法を探して、これから探していければというふうに思っています。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、私は町長がまずそのどちらに方向に進むかを決めた上で、課の方に決めていただいていると思ってたんですが、今の町長の言い方だと区長さん達と話しながら、その根幹的なものも決めていくっていう認識でいいんでしょうか。

それではですね、このリサイクルの事業自体は公民館も使っているところがほとんどです。で、私人になって、区長さんのもちろん仕事なんでしょうけど、公民館でやられているので、公民館長さんがやられてるのか、町民の人たちもものすごく認識も難しいところだと思います。たくさん意見を聞いてから計画を立てていただきたいと。

教育長の方にも公民館長の使命権者としてですね、意見を、リサイクルはどうした方がいいのかっていう意見を聞きたいと思いますがどうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） リサイクルについてのお尋ねですけども、教育委員会に勤めているものですから、なかなか日頃リサイクルのことを考えていないんですけども、今各行政区に公民館がありますけども、その公民館のところに大体あのリサイクルの集積場とか設けてありますよね。私は多良木の2区の2ですけども、今町長がずっとおっしゃったような方法で個人個人でその公民館に持ってくる。持って来て集まったものを、その地区の何班か分けてあります、1班、2班、3班、それを当番制にして、今回は1班、次は2班、その当番の人が慈願寺の向こう赤坂集落センターですか、あの前の広場に持っていくと。その前に町長言われたように、何グラムかなど計測をして、そして持っていく。あそこに役場の方がいらっやいますから、そこでトラックに投げ込むちゅうか、入れますよね。そういう方法になっております。

今町長の方で3通りぐらいの方法を申されましたけども、どれがいいのかっていうのを私も今この場ではなかなか見当がつきませんが、要は今後高齢化社会になりますので、段々年取ってきます。足腰も弱ってきますので、1番大事な点はそういう高齢化社会の中で、高齢者の方々に負担がかからないような、スムーズにリサイクル活動ができるような、そういう方法を考えるべきじゃないかなと思いますけどね。

でも昔はですね、以前はこのリサイクル活動を公民分館活動としてやっていた時期があるんですね。ちょっと調べてみたんですけど、平成11年に多良木町教育委員会訓令第1号でしたか、それを見てみますと、その頃はまだ公民館は分離独立してたんですね、公民館長さんもそこにちゃんとおられたわけです。今は教育長が兼務してますけど、その当時区長さんと分館長さんが兼務されていたかどうかはわかりません。多分兼務しておられたのかもわかりませんが。はい。その公民館にそのリサイクル補助事業費というのを出していただいているようですね。

補助事業要綱というのもつくられておましてですね、その補助事業の対象の一つとして、リサイクル活動というのが銘打ってあります。そのお金を使ってそれを各分館ごとにリサイクル活動をやったと思いますけども、当時どのような方法でやられていたかはちょっとわかりませんが、そういう経緯もありますね。それは一応私もそういう情報を集めたわけではありますが、お尋ねは、どういう方法がいいかというようなことだろうと思いますけども、先ほど申しましたように、判断の基準材料としては高齢者に負担がかからない、そ

してスムーズにリサイクル活動が実施できる、そういう方向で考えればどうかと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 今、町長と教育長がですね、言われたことを軸にして、担当課の方がもう1回原案として出していただいてそれを区長さんたちと協議しながら改善していくっていう形でいいんですかね。

もう1個だけ確約じゃないですけど、町長、区長さんたちとお話する際にですね、決定する際はやっぱり町長もしくは教育長も同席していただいて、その資金面について、ものすごくあの作業報酬としてするのか、定額にしてそれを活動資金、応援資金としてやるのかで全くリサイクル活動の意味もその方法も変わってきますので、そこをやっぱり担当課長、係長だけではなくてですね、区長さんたちに説明もしくはの時は、説明にもう執行権者として、責任持って答えができるような形でその1年間のその間に何回かは、その場を持っていただきたいと思うんですけど、その点についていかがでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今大体リサイクルは区長さんがやっておられるみたいですね。そうでないところも、久米5区のようなところもありますけれども、区長さんが中心になってやっておられるということで、中には、区の方でですね、参加してくれる人と、参加できない人、事情があって参加できないと思いますけど、そういう方々両方ともリサイクルで得られたそのお金の恩恵は両方とも受けるということで、その辺でちょっとこう苦情が出ていた区があったというふうにも聞いたんですけども、今おっしゃったように、現場で立ち会うというのが1番大事だと思いますので、大体話がまとまりつつある、または話がまとまらずに大きな問題が出てきたというときには、ぜひ同席させていただいて、私も随分昔からこうやってきて、中の経験は自分で持っていると思いますので、そういったときの経験等々も参考にできる、ご参考になるとと思いますので、そこら辺は担当課の方で1年に何回かちょっとそれはわかりませんが、そういう重要な話し合いの時にはですね、ぜひ現場に立ち合いたいと思っています。

○12番（落合健治君） ここで休憩とっていただきたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 暫時休憩します。

（午後1時57分休憩）

（午後2時04分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。12番。

○12番（落合健治君） はい、町長にもですね、担当課の方にもですね、1年間ぐらい準備期間を設けて。

○議長（高橋 裕子さん） マスクを取ってください。

○12番（落合健治君） 町長の方にも、担当課の方にもですね、1年間ぐらい準備期間を設けてストックヤードの運用自体は4月からですが、新しいリサイクル方法については1年間ぐらい協議していくという話でした。

その新しいリサイクル方法の中で自分がちょっと考えるのは、やっぱり完全に変わるためにはやっぱり、各行政区の小さなストックヤードの撤去だったりとか、逆に撤去するのかわからないのか、そこ費用がもちろんかかります。

いつとき前に言われたのが、要するにアルミの値段とかそれで足りない部分は補ってこれるという話も、各行政区から上がってきていたような気がします。その説明をするときには、どうしても予算措置の考え方が必要となってきますので、その辺の軸に関してはですね、その話し合いの中でも、町長の方に考えていただかないと、1番最初っから値段が下がってきととの、その値段決める、固定するにしてもです、そこがぶれてしまうと、結局リサイクルの値段が上がったり下がったりするので、各町の方からも手出しが多くなったりって

うことがもう十分考えられますので、その辺の値段措置についてをですね、その協議する中でもそれに関してだけは早めに答えを出していただけるかどうか、それだけ一つ聞きたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） お金のことは非常に大事だと思うんですね。各区もほとんどはリサイクルボランティアですので、リサイクルは本来ならばボランティアでやって、金銭的な見返りは求めないというのが本当だと思いますけど、しかし、それぞれの区の事情がありますので、そこらあたりは今までの形をしばらくは踏襲してですね、お金の配分についてはあんまり変わらないような形で、区の方で利用できるお金、利用していただけるお金がですね、やはり残らないとなかなかリサイクル、もうこういう形で始めてしまってるのですね、初めからボランティアで何の報酬もなく持っていくということであれば、それはそれでよかったのかもしれませんが、頑張っていたくんで、それに対して、何らかの交付金をやろうという話になって、そのままの自体続いてきてますので、これあの形としてはしばらくは変えられないと思いますので、お金のことに関しては、区長さんたちとお話をするときもですね、いきなり半分減らすとか、そういうことはもう言いませんので、しばらく担当課とその辺はすり合わせていって、そのままずっとこの今の 400 万の状態を続けていかなくちやいけないのか、それともまた別の方法があるのかは、それは内部で話し合いをしてですね、外部に見せる場合には、やはり交付はしていかなければならないかなというふうに思ってます。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 町長の方にもまあ、まだ 1 年間、試行期間があつて準備期間だと思いますので、これ以上は予算措置のことについては言いませんが、例えばそのそれ自体決まっていなくて、やっぱ所管の方も提案として提案書自体も出せないと思うので、そのことに関しては、早目にまずその事業の根幹として話し合いの意見を聞いてからでももちろんいいと思うんですが、その辺まず決めていただいてからの事業だと思いますので、その辺はお願いします。

ペットボトルとかですね、例えばもうリサイクルにあまり興味のない方でも、リサイクルする量を見てですね、お金をもらっている、その辺の断片的なもので普通にリサイクルされてる方は儲かっとなつてやろうって。だからそのお金のやり方として、町民の方で誤解されてる方がかなりいらっしゃいます。多良木だけがちょっとリサイクルの方法が違うということも、私も議員になるまで知りませんでした。なのでその告知、その新しいリサイクルの形を告知する前にですね、その現状がまず、多良木町はどうなってるのかっていう告知をまずして、だからこうなっていくっていうのが必要だと思いますので、その告知の仕方に関してもですね、その協議をしていただきたいと思います。このことについてはこれで終わらせていただきます。

それでは 3 番の方に移らせていただきます。3 番ですね。くま川鉄道についてお聞きしています。くま川鉄道においては、9 月の 25 日に取締役会で復旧が決定されています。豪雨災害の被害が大きく、まずは復旧か廃線かの協議がなされたことと思います。私たち議員にも復旧が決まった上でどう復旧していくかの説明もありました。

しかしあの 9 月 25 日の取締役会の段階では、11 月 19 日に新聞発表となった、肥後西村間、湯前間の部分復旧というような提案もなく、廃線か復旧かを決めるにはあまりにも材料が少なく、なぜすぐに決定となったのか私はちょっと疑問を感じました。9 月 25 日時点でどのような協議があつて、まず町長さんたちだけが集まったところで決定になったのか。協議された内容を伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、これは詳しく説明しないとイケないですね。実はですね、1 番

最初の話し合いが行われたのは7月の28日です。場所は、あさぎり町の2階の大会議室でありました。このときは別に公務があったので、内山町村会長と中嶽副会長はちょっと来られなかったんですけど、ほかの8人、人吉市長含んだ8人は参加をしておりました。

このときはまだ何もわからない状態だったもんですから、まず災害からそうですね、24日ぐらい経った後でしたので、やっぱりかなりそこに参加されてたくま川鉄道の社員の方と、社長もかなり動揺しておられましたね。写真を見せていただいて、どれだけ酷いのか、まだ私たちはその時は現場に行ってませんでしたので、どれだけ酷いのかっていうことをまず写真で見せていただいて、川村駅あたりの酷さにはやっぱりちょっとびっくりしたんですが、そのときに、どういうふうにしようという具体的な話は確かなかったような気がします。

廃線にするのか復旧するのかっていうのは、そこではまだ決まらなかったですね。まずは廃線、復旧、頭の中でどちらかを考えていた町村長はおられたのかもしれませんが、そこでそういう発言をする人は確かいなかったと思います。なるべく早く、その時は子どもたちの足を確保せんといかんよねということと、もう一つはこのままでいけば、くま川鉄道の社員の給与が出なくなるので、そこを何とかそのせんといかんよねって話になって、まだ何もわかってない状態だったので、その時に出た提案がですね、各町村でまだ勤めて間もない若い職員の方ですよ、31人いらっしゃるんですけど、その方々を各役場で雇用したらどうだろうかっていう話も出てきたんですけど、ただそこではまず何も直接的な言動がありませんでしたので、何も決まってませんでした。ただ、巷の噂では廃線っていう話は確かに私も聞きましたので、そういう話は噂ではあったんですが、そこでは出てきてなかったということですね。

なるべく早い時期に後日比較表をつくって、そしてその比較表によってどこにするかっていうことを決めんといかんよねという話になりまして、くま川鉄道の方では早急にその比較表を九州産交さんとか、JR、すいません、九州旅客鉄道さんとかですね、いろんなところに聞いて、資料を集めて、県と協議をしてつくろうということになりました。その資料がですね、取り扱い注意になってました、この間、議員懇談会のときに出されたあの資料ですね、あれを作ってくれるようにということ言いまして、その後ですね、8月8日に実は多分皆さんご存じだと思いますけど、国土交通省の鉄道局長、トップですよ、鉄道局長が地元の代議士と一緒にくま川鉄道の視察に来られました。

これは何かやっぱり意味があるのかなっていう感じはその時してたんですけど、そのあとですね、8月12日にちょうど広域行政組合定例議会があったんですよ。8月12日ですね。そのあと広域行政組合定例議会の後に町村長会がありました。町村長会があって、その後3時ぐらいにですね、急遽、くま川鉄道の話がしたいということで、どういう話なのか全く内容は聞かされてなくて、話がしたいということで、階段上って右側の1番奥の部屋で10市町村長皆そろってましたので、行ったらですね、そこに内田局長が来られてたんですよ。交通のトップの方が。何で内田局長かなと思ったんですが、内田局長がそこに座って説明を始めたのが、こういう状態なのでというのはくま川鉄の永江社長が説明をされて、その後ですね、いきなり人吉市長がこの場で復旧するのかどうするのか、この資料によって、見ていただいて、決めていただけませんかっていうことだったんですよ。本当はそのときにですね、町村長10人いましたので、私も含めて何人かは、あれこれ持ち帰って協議してまた再度協議するのかなって思ってたんですけど、そうではなくて、ここで決めてほしいということだったんですよ。

それはやはり符合するのは8月8日に鉄道局長が来ておられますので、そのへんとなんか符合するのかなという感じはちょっとしたんですけど、最初に1番端からずっとこう答えて言ったんですけど、まず1番年長の、ていうか私と年一緒なんですけど、その人がもうこれ見たらその鉄道しかないかなあっていう、こうやって見る時間5分ぐらいあったんですね、そ

れで見ながら、何ていうかバスとか、それからいろんな協議をされたんですが、協議というか見て、やっぱりこれは鉄道しかないなということで、なぜならば、鉄道が 97.5%の補助が国から出るということがそこに書いてありまして、他のは全部自前で出さなくちゃいけないということで、もうそのあんまり選択の余地がないような感じのその場の雰囲気だったんですね。

で、普通ですね、交通の局長が、県の局長が出てくるというのは、何かこう決める時に、最初はそういうどうしますかっていう問題を、町に持ち帰って議会の皆さんにこういうふうな状況になってるんですけど、どうしましょうかっていうご相談をして、事務方の会議が、準備会議が何回かあってそこですり合わせをして、そして今度はそのすり合わせをしたやつを今度は県に持ってって、県の職員とそこで準備のいろんな協議をして、その後それが大方決まったところで局長が出てくるんですよ、普通は。ところがその時はもういきなり局長見えてたもんですから、ちょっとあれとみんなそういうに思ったと思いますけど、どうしますかって言ったときに、1人だけですね、これは新聞で見られたんでどこの村長かおわかりになるとは思いますけど、その方が高校がそれぞれにバスを取得して、そのバスで自分の良いように運転して行って、子どもたち乗せてくればいいじゃないかっていうことをちょっと言われました。

しかし、それにしても運転手がいなくてということと、それから何ていうんですかね、あまり現実味がないというか、バスの車検とか、いろいろこうしていかなくてはいけないんですが、どっからの補助もないっていう、全部自分たちで買わなくてはいけない、それを 10 市町村が各高校、県立高校ですからですね、県立高校に補助するというのも何かルートとしては、お金の回り方としてはおかしいということで、そのあとですね、何日か後に、ちょっとこう先に進みますけど、何日か後に聞いた話では、今子どもたちが、こちらから行くのに 420 人、帰ってくるのに 450 人来てますけど、定期券以外の掛かるバスの費用は熊本県が全額支出してます。これは熊本県の支出の要件として、くま川鉄道を復旧というのが条件なんだそうです。条件でそういう今のお金が出てるということですね。

で、8月12日の話で、結局決めなくてはいけなかったんで、いかがでしょうかっていうことで。まあこれは鉄道局長がその前に来ておられたんで、推測でものを言ったらいけないかもしれませんが、予定調和というようなところもあったのかなっていうふうに気はするんですけど、そこで感じたことはですね。全町村、もうじゃこれだったら鉄道しかないですよ。で、このデータ、データというか資料が信用できるものだったらもう鉄道以外はないかなということ、そこで決まったっていうことですね。

それを事情は多分ですね、それを持ち帰って議会にご説明をして、10 市町村の事務方でまた協議をしてっていう段階を踏んだら、ちょっと遅いという判断がどっかで下されたのかもしれないですね。その判断を下されたんだろうなという、何ていうかそういう推測ができなかったんで、あさぎり町はああいう議員の方々が、これおかしいじゃないかっていうのを多分出されたんじゃないかと思えますね。

ほんとは段階踏んでいけばそんな順序ではないんですけど、今回はそういう順序であったということですね。そのあとですね、社員の給与はどっから出てるんですかっていうことで聞いたんですが、その時は、経営安定化補助金というのを 10 市町村で毎年 8000 万ぐらい出しててるんですね、そのお金の中から今給与は出てますということでした。普通に考えればこれだけ大きな災害が起きて、なおかつ何年かかかるかわからないという、ちょっと見当もつかない事態になってましたので、普通だったら、さっき言ったような順序で町村長に説明があって、あと段階を踏んでいくわけなんですけど、それがなされなかったということは、やっぱり何か理由があるんじゃないかなって。それは私はちょっとそこはわかりませんが、何か理由があるんじゃないかというふうに思いました。

時々ですね、その場その場で全部の事情を察して決断せんといかんというのが時々あるんですよ。非常に困るんですけど、こういうのは。でもあそこでちゃんと決断を下さんと後がなかなか進まないというのは確かにあるのかもしれないね。というふうに思いました。

10市町村で50億円、復旧費がそのぐらいかかるって言われてますので、10市町村でそれだけのお金を調達するというのはちょっと難しいということで、97.5パーセント出たら、町村で負担するのは1億2500万ですのでですね、これはもういつも拠出金を出してる8000万から比べたら半分にも満たない金額ですんで、これは何とかなるかもしれない。ただ、それもですね、県の方に何とかならないかという相談は今してるところです。

くま鉄の社員の方も今頑張っておられますので、そのあとですね、8月27日に、ですから決まったのは、その12日なんですよ。どうするかっていうのはですね、議会にご相談しなくて決めてしまったのは8月12日です。そのあと8月27日にクリーンプラザで11時から取締役会がありまして、くま川鉄道の社長が出てきておられましたので、そこにも内田局長は来ておられました。全体的な統括の、復興局の代表は副知事になるだろうっていう話をされました。田島副知事が多分、全体的なところは見られるんじゃないかなと思います。そこで、3年、これから3年にわたって、どういうふうな状況で資金繰りとかがきちんとなっていくのかっていうのを、くま川鉄道に出してくれませんかという、そのときに町村長の皆さんからですね、話があつてます。

9月25日にアクアパーク、今度はアクアパークの方で復旧の際にはどういう形でこれからいくのかという話し合いがって、町村から職員を出してくださいっていうことだったので、多良木はどうですかっていうことだったんですけど、うちは球磨村に派遣をしようということを決めましたので、ちょっと無理ですっていうことで、ある程度職員が多いあさぎり町と錦と人吉ですかね、これで事務局をまずつくろうと、人吉球磨の事務局を。それをどこにしようかっていう話になったときに、あさぎり町の、これは確定ではないんですが、あさぎり町の免田中学校の校舎を使って、あさぎり町の方の事務局が、事務局長があさぎり町の方で、各町村の負担金を一応決めていこうということになってます。それが10月のそれが決まったのが10月12日ですね。すいません9月25日。

でそのあと10月の12日に多良木の議会の方に永江社長と県の方が説明に来ておられます。そのあと11月の9日の9時からアクアパークで臨時取締役会というのが開かれまして、こちらには総務課長が、ちょうど私は町村長、東京出張だったもんですから、この日は総務課長が代理出席で、決まったことはそれまでのことを承認した、追認って言うんですかね、そういう形をしたということで、復興局の総大将は副知事になるっていうことと、それから事務局は免田中学校に置くと。それと事務局員は免田の人が事務局長をやって、あとは人吉と、ちょっとこの人吉、錦っていうのはちょっとこう私がはっきり確認できてないんですが、そちらの方から出していただいて、事務局員数名ということで今から検討を重ねていくということになりました。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、存分にしゃべっていただいてですね、2番にも大分かかったところで話していただきました。

一応2番の方に移りたいと思います。先ほどのまあ重複するんですが、私自体はですね、今までの経過ですかね、経過を知らないまままで資料は配ってあったにしろ、協議会、復興復旧の協議会が設立と同時にもう決定したっていう認識でしたので、その辺はやっぱ各沿線の町民の方にも説明がなかなか皆さんわからないと思うので、その説明を聞きたいなと思って質問をしました。

2番にいたってはですね、くま川鉄道には町からのお金がもちろん支出して、鉄道があるかないかで町にも変化をもたらす重要なもので、先ほど言われた国が言う97.5%もですね、そ

の支出金があつての計画書なわけで、その承認の中、もしくはその議論の中心となつてゐる高校生の搬送についてもですね、先ほど言ったあの一部復旧を早くしますっていうのがない限り、なる前はですたいね、もう高校生の搬送自体 450 人だったですかね、あの時言われてたのが。それがもう減少するのは見えているので、災害がきっかけではあるんですが、くま川鉄道を考える分岐点となるとちょっと考えたので、その辺について聞いたかったですたいね。

その決断を先ほどの理由だとわかりにくくはあるんですが理解はできます。それを一度持ち帰って予算だけではなくて未来の形としてですね、沿線の市町村として多良木町でやっぱ議会で一度話し合つて答えを出すような考えかたを伺いたかったのですが、今の説明でいくともうそこも説明されたので、この質問のきっかけがですね、私は災害が起こつて、人吉・球磨村とずっと最初の方からですかね、ボランティア今回ですかね、ちょっともう今ボランティアをやめる理由がちょっと分かんなくてですね、ぼちぼち行つてゐるんですが、人吉一武間を除く災害復旧を早期できるっていうのを聞くまではですね、もう廃線になるものだと思つてました。

もうその線路にアスファルトをひいて、へりが飛ばなくても緊急搬送として使えるとか、もしくはその道路さえできれば、その高校生も単車やら自転車を推進して買ってやっただけにしても、別に交通渋滞とか事故も時間規制をすれば事故は起こらなくなるんじゃないとか、そちらが緊急道路としてできれば高齢者の方がわざわざ駅に行かなくてもですね、公立病院とかをバスステーション等の中心として考えて、もう道路交通網自体がもう全く変わった形で考えられるんじゃないかとかっていうのを勝手に想像してました。

復旧は決まったので別にその鉄道自体にいろんなこん廃線になったときのことを考えていたんですが、別にその復旧することに別に反対ではないですね。復旧するっていうとのシンボルとして言われる方もいらっしゃるし、公共の唯一の機関として、鉄道があるのはものすごく良いことだと思います。

ただですね、話し合いが議会になつたっていうのを今まで、ちょっと理解してなかつたのでこの質問を上げさせていただきました。なのでこのもう答え自体はもう言っていたので、多良木町がその賛成として吉瀬町長が代表して手を挙げられたわけですが、沿線市町村の一つとしてですね、多良木町がどうなっていくのか未来の形としてその手を挙げたときに思つていらっしゃる事があれば一言お願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、議員にはいろんなところでボランティアをしていただいて、社会福祉協議会の方でもですね、ずいぶんお世話になつてゐる話聞いてます。ほかの議員の方でもですね、人吉あたりで時々お見かけしましたので、ほんとに多良木の議員の方よく頑張つておられるなと思います。

あのときに BRT と乗り合いバスとそれからスクールバスと鉄道という案が出てきたんですけど、そのときに、やはりもう決まっていたような感じがしましたね。決まっていた前提で差額を全部出しますということで、鉄道局長っていうと鉄道のトップですので、道路局長と河川局長と鉄道局長あるんですけど、このなかのそれぞれの部署のトップですので、その方が来られて、よく、そこで、地元の代議士が交渉をしていただいたんだと思いますけど、ほんとに人吉・球磨にとってはすごくよかったんじゃないかなと思います。その決定はですね。

それで、もう一つ思うのは、町村長の皆さんが思つておられるのは、地元の子供たちがもし鉄道がなくなつたら、ほかの熊本とか、それから宮崎、鹿児島あたりに行つてしまうと寂しいよねみたいなことをみんな言われると。そこは私もそう思うんですが、ですから今の形が 1 番よかったんじゃないかなと、結果としてそういうふう思うんですが、しかし、これを契機にですね、8000 万毎年負担金を出してますけど、こちらの方もいい方向に、何てい

うか負担金を出さないでいいような、そういう形のくま川鉄道がこれからつくっていけないかなっていうふうに思ってますね。他のところでもいろんな負担金を出してますし、各町村の負担は重くなってきていますので、恐らくほかの町村長も、それはこれを契機に何か新しい展開ができないかなということはあると思います。

私もそういう話はこれから取締役会あたりでもしていきたいと思っておりますので、今までどおり、またそれを言葉悪いですけど、ずっと続けていくのではなくてですね、これを契機に新しいくま川鉄道、災害に強いくま川鉄道であり、しっかり自立していきけるくま川鉄道にするにはどうしたらいいのかっていうことをこれから町村長と一緒に考えていければなというふうに思っています。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、町長から私が思っていたようにですね、ただ未来のことを考えて、生徒の運搬だけで考えてしまうとですね、どうしても出生率のことからもう赤字が増えていくのは目に見えております。前回、くま川鉄道の方がその計画として出したやつの中には、田園シンフォニーですかね、田園シンフォニーとかを新しくしたら観光客が増えて黒字の方に持っていくという計画書を出されていたと思います。なので、今回もその計画書、そういうふうな計画書を出して、その97.5%というのが実行されていくと思うんですが、各市町村で割ってみると、やっぱり拠出金は変わらないもしくは増えていくという形に今からなっていくのではないかと思います。

今町長の答弁にもあったように、やっぱりその先ほど言われた拠出金がないようにですね、考えていただいて、それをそういうことを言うていただけの望んでいきたいと思っております。そのことについて考えがあればお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） これは私の方から内田局長に提案をさせてもらったんですが、黒字を出してる鉄道というのはやっぱり何らかの特色を持ってやって、自分で努力をしてるので黒字になってるんですよ。例えば大井川鉄道というのがあります。あそこはトーマス君というのを正面にこう持ってますけど、それをくまモンを使わしてほしいという話をしました。くまモン鉄道みたいな形でもうすごくベターな考え方で、ちょっとこれはどうかかなと思うんですが、県の方としてはそれは乗り気で、それはもうどんどん使っていていいと思うということ、ご意見いただきましたので、あそこの熊本の上通りの方には台湾あたりから随分観光客も来ていただいて、くまモン劇場ですかね、そういうのを楽しみにしておられる方もいらっしゃるし、アフターコロナでこれからそういうものを取り入れていって、くまモン鉄道だけではなくて、新しいアイデアがあれば、何かそういう集客のできるようなですね、そういうアイデアをどんどん市長村長または住民の方々、10市町村の住民の方々に考えていただいて、いい案があれば是非それを使いながら、なるべく赤字にならないような鉄道をですね、作っていければなというふうに思っています。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、私が思ったようなお答えをいただきました。町長もですね、2月の町長選の出馬に向けて表明されましたので、明るい多良木町ですね、本町の未来に向けて頑張っていたきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 裕子さん） これで、12番落合健治さんの一般質問を終わります。

日程第2 「同意第2号」 監査委員の選任について

○議長（高橋 裕子さん） 次に、日程第2、同意第2号、監査委員の選任についてを議題とした

します。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは私の方から、同意第 2 号、監査委員の選任についてについてご説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるといふものです。令和 2 年 12 月 8 日提出。

この方の住所が熊本県人吉市願成寺町 1300 番地 2 プリュネ願成寺 101 という住所です。お名前が山崎信治さんという方になります。生年月日は昭和 34 年 9 月 13 日です。

提案理由といたしましては、牧本光秋監査委員が、令和 2 年 12 月 24 日をもって任期満了となるためでございます。

略歴につきましては、お手元に別紙を配付させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 討論なしと認めます。

これから同意第 2 号、監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

この採決は多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票によって行いたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋 裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願ひします。

なお、白票は反対として取り扱ひします。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（高橋 裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願ひいたします。

（投票箱点検）

○議長（高橋 裕子さん） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○**議会事務局長（林田浩之君）** それでは点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○**議長（高橋 裕子さん）** 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋 裕子さん）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さん開票の立ち会いをお願いいたします。

○**議長（高橋 裕子さん）** 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号、監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

日程第 3 多良木町議会議員の派遣について

○**議長（高橋 裕子さん）** 次に、日程第 3、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第 128 条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋 裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋 裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋 裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで、休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋 裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。
これで本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

散会宣言

- 議長（高橋 裕子さん） 令和2年度第5回多良木町議会（12月定例会議）を閉じます。
お疲れさまでした。

（午後2時48分散会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員